

平成22年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成22年12月7日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	太田 健一	2番	野並 享子
3番	小菅 六雄	4番	高橋 繁夫
5番	内田 聡史	6番	奥村 治男
7番	矢野 隆行	8番	梶山 幾世
9番	井狩 辰也	10番	市木 一郎
11番	坂口 哲哉	12番	田中 良隆
13番	中島 一雄	14番	丸山 敬二
15番	西本 俊吉	16番	三和 郁子
17番	鈴木 市朗	18番	田中 孝嗣
19番	立入三千男	20番	河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	南 喜代志	総務部長	岡野 勉
市民部長	高田 一巳	健康福祉部長	新庄 敏雅
健康福祉部政策監	岩井 敏	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	山本 利夫	環境経済部政策監	竹内 睦夫
教育部長	東郷 達雄	政策調整部次長	中島 宗七
総務部次長	井狩 重則	広報秘書課長	寺田 実好
企画財政課長	立入 孝次	総務課長	遠藤 伊久也

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	佐敷 政紀
書記	三上 忠宏	書記	中原 正隆

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（立入三千男君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長（立入三千男君） 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、前日と同様であり、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長（立入三千男君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第11番、坂口哲哉君、12番、田中良隆君を指名いたします。

(日程第3)

○議長（立入三千男君） 日程第3、前日に引き続き一般質問を行います。

発言順位は一般質問の一覧表のとおりであります。順次発言を許します。質問に当たっては、簡単明瞭にされるよう、希望します。

それでは、通告第7号、第14番、丸山敬二君。

○14番（丸山敬二君） おはようございます。14番、丸山敬二です。私は、野洲駅北口地域の安全安心は確保されているかというテーマで質問をさせていただきます。

平成19年の10月11日に交番のない野洲駅北口に地域安全センターが開設されました。これは、1年前に野洲駅北口公衆トイレで強盗殺人事件が発生しましたが、こ

れを受けて、野洲駅北口地域の防犯強化のために設置したものと、このように思っております。センターの開所式での当時の市長のあいさつの中では、市の犯罪件数は減少しているが、野洲駅周辺では残念ながら体感治安は悪化していると、こうしたことから市民の方の犯罪に対する不安を少しでも解消するため設置したと、このように言っております。しかし、その後の市の広報で、いろいろと地域安全センターについて紹介をしている記事が載っておりますけれども、野洲駅周辺では犯罪が多発しているというふうに表現をされておりました。市全体で減っているのか、駅では多発しているのか、どちらかわかりませんが、これを問うつもりはありませんけれども、野洲駅北口地域の防犯という観点から、地域安全センターのことを中心に何点か質問をいたします。

まず、センターの活動範囲といたしますか、その対象地域、これと、それから南口に交番がありますけれども、これとのかかわりについてお伺いします。それと、先ほど出ました野洲駅周辺の体感治安が悪いという表現を開所式のときにされておりましたけど、その後、体感治安というのは何か変化しているのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 皆さん、おはようございます。野洲駅北口地域の安全安心は確保されているのかという丸山議員のご質問の中の、まずは対象地域でございますけれども、駅の南北、駅の周辺でございます。それから、南の交番との兼ね合いでございますけれども、交番のエリアと申しますのは北も含んでおります。南の交番の警察官の方にも地域安全センターのほうにも立ち会っていただくということでございます。

それから、体感治安のその後に変化はなかったかというご質問でございます。野洲駅北口に地域安全センターを開設したことによりまして、自主的な防犯活動が活発化してまいりました。地域の安全は地域で守るという機運が高まってきました。体感治安というものは、人によって感じ方が違いますし、これに関する統計が特にあるわけではありませんので、体感治安の変化について正確にお答えすることはできませんが、これらの活動により、地域安全センターの開設前よりは改善しているものと考えております。事実、近隣自治会から地域安全センターの存続について要望を受けております。市といたしましては、これからも地域安全センターを拠点として近隣自治会や防犯団体の協力によるパトロールの強化や防犯カメラの設置等の対応を行うことによりまして、市民の安全に対する不安を少しでも払拭するよう努力してまいります。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 体感というのは非常に今おっしゃったとおり、難しいところは統計的には何もないんですけども、自治会と申しますか、市民のそういった防犯に対する意欲は高まっているということはわかりました。

では、次にいきますけれども、今年の春でしたが、殺人罪の時効が今までありましたけど、これが廃止になりました。滋賀県ではそれに該当するのが3件あると。その中の1件が、その北口トイレ強盗殺人事件、一旦は容疑者逮捕で起訴できなかったということですが、この北口トイレ殺人事件について、その後の捜査情報、まあ難しいところはあると思うんですけども、行政側として何か把握していることがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 当該事件の捜査につきましては、警察の専管事項でございます。いまだ解決してないということは聞いておりますけれども、それ以上の情報は把握しておりません。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。

先ほど言いましたように、これは時効になっているということなので、精力的に警察のほうもやっていたかかないといかんと、やはり市民が安心できるように、行政側としても協力はいろいろやっていただきたいなど、このように思います。

それでは、次に地域安全センターが設置されてから、同じ公衆トイレで女子高生が襲われて下着が奪われたと、こういう事件が発生しました。この事件が発生した時間は、センターがその日の活動を開始する前でしたけども、防犯拠点の隣で発生したと、こういうことについて、何か反省と申しますか、この事件を受けて、あとどうするのかと、また何か強化したようなことがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 平成20年12月18日に起きました当該事件に関しまして、野洲駅の北口のトイレ周辺が死角になっていたという反省に基づきまして、緊急的な改善措置といたしまして、平成21年度におきまして当該公衆トイレの上に防犯カメラを増設いたしました。これは、業者が清涼飲料水の自動販売機を設置するかわりに防犯カメラを業者に設置してもらう事業で、維持管理費用も業者負担でございます。また、防犯ブザーにつきましても数を増設するとともに市役所や地域安全センターで24時間通報を受信で

きるよう改善いたしました。そして、より一層犯罪抑止効果を高めるため、地域安全センター職員に制服を支給するとともに、警察との連携強化のため、パトカー等の車両を停車するスペースを野洲駅北口広場に設置いたしました。警察官が1日1回以上は地域安全センターに立ち寄ってもらえますよう改善するなど、市といたしましては、可能な限りの措置をしたところでございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） かなり改善されたというか、最初の殺人事件ですか、あの後カメラもつけた、それから非常ボタンもつけたと。ただ、今お答えにもありましたけれども、この非常ボタンというのは当時はこの地域安全センターに通報されると、こうなりましたですね。こういった時間外のことで、今回は市役所に通報にしたということですね。で、よかったですかね。そこのところ。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 地域安全センターにも市役所にも通報できる体制にしました。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。

それで、これをそういったことでカメラも増設しているということで、かなり防犯のほうは整っていると思いますけれども、ここでちょっと私は気がついたんですけど、こういったことを受けて、市長にいきなりですけどお伺いしたいんですけど、この事件があった後、平成21年4月に市長のマニフェストでもっと野洲21計画の発表をされておりますけど、この中を私、見ておりましたら、もっとしっかり安全安心というのがある、その政策の中にこういった防犯に関することが見当たらなかったんですけど、なぜ入ってなかったんでしょうか。市長、お願いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） マニフェストというのはすべて書き込んでませんでして、今、申し上げたように、特に課題になっている北口に関してはもう具体的に措置をしておりますので、それ以上のことについての方針というのは掲げておりません。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 安全というのは北口だけでないので、ちょっと納得できるところがあるんですけど、時間の都合があるので次にいきます。

次に、この地域安全センターに関しては条例とかいろいろ規定がありますけれども、その

中の管理運営規則の中に、センターの業務及び施設の利用状況を明らかにするため、必要な帳票を備えつけるものとするというふうにありますけども、これは利用状況を記入するというふうになっておるんですけども、センターの利用状況というのはどの程度、例えば月に何回とか市民の方が利用されている、そういったことをどの程度利用されているのか。それから、市の広報でいきますと、ミニ防犯教室とか、防犯に関する会議や懇談会にセンターが使えるというふうになっておりますけども、こういった会合では、1階は当然難しいですね。ああいうところなんで。2階ということになりますけども、当初広報でも2階が使えると、はっきり書かれておりました。しかし、あそこには平成21年の春に観光案内所が入りました。その後1年後には、野洲市ものづくり経営交流センター、これが入りました。このときに2階が使えんようになったとか、そういったことは一言も知らされてないんですけども、これは今でも使えるという意味なのか、忘れてたというものか、周知がされていなかったということか、どちらなのでしょう。お願いします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） まず、地域安全センターの活動実績でございます。

今年の10月までの活動実績でございますけれども、例えば市民活動関連といたしましては、防犯、防災、それから交通関係の相談業務がございます。防犯といたしましても、交通関係、それから路上駐車警告等です。それからまた、事案通報といたしましては、被害届、交通事故、それから不審者の事案通報、それから放置自転車に係ります事案、それから一番多いのが地理教示、行き先がわからないので教えていただきたいといった地理教示が一番多くて、その次では、野洲学区と協働で行っております、ブルーフラッシュという防犯活動、そういった方が立ち寄りされているということ。それから、先ほど申し上げましたように、警察官の立ち寄りと、こういった実績でございます。それから、2階でございますけれども、今年の4月から申し上げましたように2階を使っておられますけども、夜はあいてございますので、ブルーフラッシュ活動等の立ち寄り場所というふうにしてはご利用いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。

今、いろいろ利用の項目を挙げてもらっているんですけども、その利用状況を明らかにするため、必要な帳票を備えているというのは、これは日誌になっているんですね。

後でも結構ですけど、月に、その回数で、項目じゃなくて、回数でどの程度利用されているのかを、後で結構ですので教えていただきたいと思います。

それから、2階を夜は使えるということであれば、先ほど言いましたように、観光案内所が入ったとか、ものづくりセンターが入ったということでいけば、その辺もやはり市民に周知すべきやと思いますので、その辺をやっていただきたいと、このように思います。

では、次にいきます。市長の手紙で、中の一つに、地域安全センターは何をしているのですか、天下りの受け皿ではないか、ほとんど意味をなしていないと、こういうのが市長への手紙の中にありました。こういったことが出るということは、恐らくあれを見ていただいたらわかるように、地域安全センターというのが何をしているのか。何をしているのかということであれば、いろんな広報とかでこういうことをやっていますということは言っているんですけども、通ったときにどれかわかりにくい。また、入り口が入りにくい。行ってみますと、入ってから左が入り口になっていると。ところが、入ると、正面にも何かドアみたいなのがあるとか、非常にややこしいと。それと、中が見えにくいと、もともとの建物というのか、使っていたところからするとあれでいいのかもしれないけど、こういったものに使用する場合は、やはり中が少し見えるほうがいいのではないかなと。それから、入り口も一旦入って左、こうではなくて、もう正面にドアをつけるとか、そういったことで、入り口も道路に面したように工夫してもらった方がいいのではないかなと、このように思いますけれども、またこれは金の話やと言われるかもわかりませんが、金と安全とを天秤にかけたときにどちらがいいのかということを考えていただいて、こういったように改善するとか、そういうことは考えはございませんかどうか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 地域安全センターの入り口がわかりにくいというご指摘でございます。確かに、この間も確認に行ったのですが、確かに正面がATMの入り口になっております。以前はJAおうみ富士の駅前出張所でしたので、正面がATMの入り口で、ガラス戸になっておりました。その奥が倉庫になっておるところで、確かにわかりづらいということは認識しておりますので、今後またより以上に玄関をわかりやすく、そしてまた入りやすいように、工夫改善をしていきたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） ぜひともお願いしたいと思います。やはりいろんなところでニュースなんかですと、交番の方と非常に親しみやすくというのをよく聞くこともあります

ので、そういったまず外から見て、よく入りやすいとか、そういったところにはやっていただきたいと思います。

それから次に、センターの開所時間ですけども、開設当初は午前8時30分から午後10時までというふうになっておりましたけれども、今年の春からですか、午後4時から10時までに短縮しております。これはなぜこういった防犯の拠点でありながら短縮するのか。それから、市民の方からは、夜10時までではちょっと時間が早過ぎると、終電まであけてほしいという要望を聞いてます。終電ということになりますと、午前1時過ぎになりますので、少なくとも12時ぐらいまでは必要ではないかなと、このように思います。それと、現在、あそこに詰めていただけてます嘱託員の方は、遠方から通勤しており、10時になると急いで帰っていると、こういうことも市民のほうから聞いてます。この嘱託員を野洲の人を採用して、これは警察との何かあれになるんですかね、OBの方と聞いてるので難しいかもしれませんが、野洲の人をお願いして、時間延長をできないのか、その辺をお伺いします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 地域安全センターの勤務時間、開所時間のことでございますけれども、議員ご指摘のように、今年の4月1日から、開所日は月曜日から、今まで金曜日でありましたのを土曜日までに拡大いたしました。開所時間につきましては、議員おっしゃられるように、朝8時半からでしたんですけれども、4時から10時までということに変えさせていただきました。それから、金曜日につきましては、人通りも多いということで、金曜日は2人体制にするということで、投資効果ということも考えました。昼間は余りお客さんがごさいませんでした。夜にやっぱり事件も発生する率が高いということで、このように改正をさせていただきました。地域安全センターにつきましては、あくまで市の実施する防犯拠点でございまして、警察の交番以上の機能充実までは考えておらないということでございます。ここで行おうとしているのは、検挙活動については警察に委ねまして、地域安全センターについては住民が望んでおられる犯罪予防とか防犯団体の立ち上げ、育成、そういったことを中心に活動を推進したいと、このように考えております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。

時間延長については。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 先ほど申しあげましたように、交番以上の機能充実までは考えておりません。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） はい、わかりました。その辺、今も言われましたように、市民の方と一緒にやっているということなんで、ひとつ機会をとらまえて、その辺を理解をしていただくような説明をしておいていただきたいと、このように思います。

それから、防犯のパトロールの件についてですけど、これは市民の方、団体の方も一緒にやられている、合同でやられているのかなと思いますけれども、平成21年2月9日に、市長への手紙というのがありまして、いろいろセンターのことを聞いているんですけど、その中で一つで、その当時は毎月末の金曜日にそういったパトロールを実施しているというふうに回答しておりますけれども、最近、私、先ほどと同じですけども、市民の方から聞いたのは、奇数月と、それから12月ですね。この第三金曜日で聞いております。合同のパトロールをしているのは。毎月やっているのをなぜ減らしたのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 私の把握しているところによりますと、先ほどから申しておりますように、野洲学区、北野学区、守山警察署、そして生活安全課で合同でブルーのライトを持って駅周辺を防犯パトロールしておるのをブルーフラッシュ活動と呼んでおりますけれども、これにつきましては、毎月末の金曜日午後8時から9時まで活動を実施しております。毎月月末です。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） ちょっと市民の方と聞いたのと話が違うので、また私のほう確認しておきますけれども、では理解としては毎月末にやっているのと、こういうことでよろしいですね。わかりました。

それでは、次に集中改革プランの中で、嘱託人件費を除いた25万という経費削減のために、廃止も視野に検討すると、こういうふうなことがありまして、議会特別委員会からは安全が担保されていないので、慎重に検討することという意見が報告され、これを受けて、最終的には滋賀県警のまちの常夜灯事業、これを採択を目指すということになっておりますけれども、このまちの常夜灯事業の採択、今までとほとんどあそこのところは変わっていないんですけども、このまちの常夜灯事業の採択というのはどのようになっている

るんでしょうか。できてるのかできてないのかお願いします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 先ほどの答弁の中で、ブルーフラッシュ活動につきましては、毎月末の金曜日でございますけれども、青少年育成市民会議とか、青少年育成課が管轄しております、愛のパトロールというのがございまして、オレンジ色のベストを着用して、子どもに声かけ活動をしていただいている愛のパトロールというのがあるんですけども、それにつきましては、毎週金曜日、午後5時から6時まで行っております。

今のご質問でございます。県の常夜灯事業の採択の結果ということでございますけれども、地域安全センターにつきましては、確かに集中改革プランの素案の段階では、その廃止について論議がございました。しかし、地元の自治会や関係団体等から、地元の治安維持確保に必要不可欠との要望もございまして、総合的に判断して継続事業とすることにしたしました。

また、滋賀県警のまちの常夜灯事業についてですが、詳細を県警に確認したところ、平成22年度から防犯アドバイザーの人件費や維持管理経費に係る補助金が削減されたことから、事業採択要望はできませんでした。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） パトロールの件については、今、ちょっとお聞きしたところによると、かなりやっているということなので、私も実態は確認したいと思います。

それから、確かに県警のまちの常夜灯事業というのは、私もいろいろ調べてみましたら、予算はそれほどなかったですね。そういったところで、いろんところからぱっと要望が出たら予算がなくなると。いろんところ、華々しく、行灯みたいなやつを置いてやっておるところがあったので、ここの地域安全センターもそういったことでやっているのかなと思っただけだったので、ちょっとお伺いしたんですけども、いずれにしても、こういったことで、従来どおり、地域安全センターというのは継続していただくということなのでよろしくお伺いしたいと思います。

次に、防犯カメラというか、そういった点で何点かお伺いと思いますが、野洲駅の南北には、今の都市計画課が設置したカメラが8台あります。これはついているところから見ると、防犯というよりかは、エレベーターとかエスカレーターの設備監視用になっているのではないかと。しかも、この監視装置がJRの局舎内にあるということです。カメ

ラはほかにも J R が設置したものとか、生活安全課が設置したものというのが多分何台かあるようです。あの辺で見ましたけれども、どれがどれかよくわからないんですけども。都市建設部長にお伺いしますけれども、都市建設部が設置した先ほど言った 8 台、この目的と、監視装置がなぜ J R の駅舎内に置いてあるのかお伺いします。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 先ほどご質問がございました、都市建設部が所管しておりますカメラにつきましては 8 台でございまして、これにつきましては、平成 8 年、9 年ぐらいになると思うんですけども、エレベーター、エスカレーターを設置いたしました。そのときの J R との協議の際に、特に夜間等の少ない人員で、より安全に、そのときは、今でも J R の職員があそこを管理するというようなシステムになってございますので、その維持管理のためにカメラを設置するという協議が成立をいたしております。

今、申しあげました J R の乗降客がそういった維持管理のために、より少ない人員で状況を把握するためという目的がございまして、そういった観点からいわゆる J R の施設内にカメラを設置したものでございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） そのカメラで何か異常があったとか、そういうときはどういう対応をするんですかね。J R から市のほうに言うてくるのか、J R が対応するのか。いわゆる設備の異常とか、たまたま人が写っているときに何かあったとか、そういったときの対応というのはどのようになっておるのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 基本的には、先ほど申しあげました、J R が対応するということになってございます。ただ、その維持管理の点検等につきましては、修繕につきましては、これは当然野洲市が設置しておりますので、今年の夏にもちょっとエレベーターが開かないという点がございましたので、即さま J R から連絡があって、野洲市がメンテナンス会社に連絡をして修繕を依頼したというケースがございまして、そういった形で双方の守備範囲につきましては協議が成立しておりますので、その範囲に基づいて管理をしておるというような状況でございまして。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 確かに、今言われたように、150万ほどかけてこの夏に修理

しております。補正予算で上がっております。157万幾らでしたか。そういうことで、ではJRが対応するのであれば、設備を向こうに渡して譲渡してしまうとか、そういうことはできないのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 平成8、9年のエレベーター、エスカレーター設置の際に、JRと詳細にわたって管理並びに保守点検の協定項目をきちっと交わしておりますので、その項目に基づいて執行しておるといような状況でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 話し合いすれば済むのではないかなと思いますけども、次にいきます。

あと、次は市民部長にお伺いしたいのですが、生活安全課が設置しているカメラが何台かあると思うのですが、先ほど言いましたように、途中でふえたりいろいろしているわけですね。カメラの大まかなあれで結構ですけど、どの辺に設置して、何台ぐらいあるのか、南北を含めてですね。それから、その防犯カメラの監視装置がどこにあって、どういうふうな運用をしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 生活安全課が所管しております防犯カメラにつきましては、駅の北口でございます。バス停の一番西の端、それから真ん中の自動販売機のあるところら辺、それからエスカレーターがあるところ、それから先ほど申し上げましたように、北口のトイレの上といったぐあい、先ほど申し上げましたように、自販機の設置のかわりにつくってもらいましたのを合わせますと5台でございます。ちなみに、調べますと生活安全課で5カ所、それから都市計画で多分10カ所あると思います。それから、西日本、JRがホームと階段を含めると、改札口とかも含めると、13カ所設置されています。全部で28カ所設置されています。それから、監視カメラにつきましては、市役所に1台ございます。それから、こういったビデオの再生につきましては、警察から捜査依頼があった場合については再生して協力しております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。

今の要は生活安全課が設置したやつの監視装置というのは、いわゆる監視とかじゃなくて、記録装置だけということですね。わかりました。

では、次にいきます。今までからいろんな事件が起こったときに、その周辺、その辺だけを対策するというようなことがほとんどなんですけども、もっと広範囲に、少なくとも駅前広場を含めた周辺の総合的な防犯が必要かと思われまます。そこで、今後、駅前開発がこれからされていくわけですけれども、そういった防犯という観点から、そういった設備的にこの駅前開発の中で何か対応は考えておられますでしょうか。都市建設部長、お願いします。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 野洲駅南口駅前広場整備につきまして、本年度、基本計画案を作成いたしましたして、現在、実施設計業務に取り組んでおるところでございます。ご指摘がございました安全安心のために、歩行者用の照明を充実させたいと考えておりました、北口広場整備におきましても、同じ考えで整備をしてみたいという考えでございます

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。

ぜひともしっかり盛り込んでいただきたいと思います。私がいろいろ認識しておった中では、何かこの地域安全センターの規模がだんだん縮小されていっておるのかなと思いましたがけれども、それはそれなりにいろいろ考えておられるようですけども、ぜひとも地域の方の意見をいろいろ聞いて、よりよい、交番ではない、いわゆる地域の安全センターということで活動していただきたいと思います。

最後に1点お伺いしたいと思います。

今後、市三宅東部とか、それから竹生地区の宅地開発が行われようとしています。これでいきますと、野洲駅の北口の利用者がますますふえると。先ほど言いましたように、時間帯も深夜までにも及んでくると想定されますけども、こういった市民とかが中心的なそういうような動きではなしに、やはり凶悪犯というのはこれからも予想されますので、交番の設置をして、もっと広範囲な、先ほど言いました竹生地区とか、そういったところまでもやはり防犯体制をとるのが必要ではないかと思えますけども、この交番の設置ということについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 野洲駅北口の交番の設置の件でございますけども、過去におきまして強盗殺人事件等、不幸な事件が発生していることや犯罪や事故に対する迅速かつ

適切な対応に交番の存在は必要不可欠であること、また市議会におきましても平成17年と平成19年の一般質問の中で野洲駅北口に交番を設置要望すべきという提言をいただいたことから、市といたしましても機会があるごとに地域住民の皆様の要望を受けて守山警察署へ要望してきたところでございます。

しかしながら、県内のJRの駅で両側2カ所とも交番があるところはなく、警察官の定員、それからまた隣接交番との距離等を勘案しますと、設置は極めて困難とのことでございます。今後は、費用対効果も考えつつ駅前の良好な治安を維持する方法を検討していきたいと考えてございます。

先ほどの答弁の中で、都市計画課の設置している防犯カメラは10台と申し上げましたけれども、8台でございます。訂正いたします。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 確かに、私もいろいろ見ましたら、過去にも北口の安全についてということで議会でいろいろ質問もされておりました。ぜひともこういったことをやっていただきたいと思うんですけども、やはり市民の生命と財産を守るという行政の任務、責務がございますので、その辺をやっていただきたいのですが、駅の両方に交番はないということであれば、今ある南口の交番をもっと増強してもらおうということとは言えないんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） そのことにつきましては、また状況を見て要望してまいりたいと思います。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第8号、第5番、内田聡史君。

○5番（内田聡史君） おはようございます。5番、内田聡史です。一問一答で行わせていただくのが初めてですので、よろしくお願いいたします。

先ほど丸山議員から、野洲市の安心・安全についてご質問がありまして、私も同じような質問をさせていただくに当たりまして、どきどきしながら今の質問を聞かせていただきました。

安心・安全のまちについて質問させていただきます。安心で安全に生活できる地域社会をつくることはすべての市民の皆さんの共通の願いであります。安心して暮らせ、安全な

地域社会の実現を目指すためには、警察、行政、市民の皆さん、また事業者の皆さんが相互に連携し、防災、防犯活動に取り組むことが重要になってきています。

今回は防犯についての質問をさせていただきます。安心・安全なまちづくりは犯罪の起こりにくい環境をつくっていくことが犯罪者を寄せつけないまちづくりにつながっていくこととなります。そのためには、市民一人一人が防犯意識を高めるとともに、犯罪を起こさにくい地域の環境づくりが欠かせない要素であります。そのような中で、治安の維持や犯罪防止は警察や行政だけに任せておけばよいというのではなく、自分たちの地域の安心と安全は自分たちで守っていかなければならないという認識を持って行動をしていかなければならないと考えます。ここ数年の間、市民の生命や生活を脅かす大きな事件が相次いで発生しており、これまで当たり前だと思われていた社会が安全であることに対する信頼が大きく揺らいできています。そういった中で、この状況を黙って見ているのではなく、本市においてもさまざまな対策、活動を行っていただいております。地域の方々による児童生徒の登下校の見守り、携帯メールを利用した不審者情報や注意情報の発信、平成18年度からは青色回転灯を装備した車での防犯パトロール、平成19年1月には、野洲駅北口広場とその周辺への防犯カメラの設置、さらに同年10月より地域安全センターを野洲駅近辺地域、特に北口周辺の犯罪の抑止と防犯のための施設として設置するなどの取り組みを行っておられます。そういった中で質問をさせていただきます。本市で発生する事件の所見、また防犯行政に対する見解をお伺いします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 本市で発生する事件の所見、また防犯行政に対する見解というご質問でございます。本市で発生しています刑事事件でございますけれども、その犯罪形態から昨今の経済情勢による影響が強いものと想定できます。これに対する防犯行政でございますが、議員も指摘されているとおり、地元自治会・防犯団体や地域安全センターを中心とした防犯パトロールの強化、不審者等の犯罪関連情報のメールによる迅速な発信及び地域安全センター事業として防犯相談や防犯教室の開催や防犯カメラの設置により抑止効果を高めることにより、市民の防犯意識の高揚や犯罪予防に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（立入三千男君） 内田議員。

○5番（内田聡史君） 先ほどの質問の中にもありましたけど、駅前では駅前自治会の皆さんのご協力やさまざまな団体に協力いただいたり、メール配信、または防犯カメラの存

在アピール等の犯罪予防に取り組んでおられるということですが、近年市内で起こりました刑法事件数とその検挙数は一体どれぐらいになるのかお伺いします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 平成22年10月末現在の市内における刑法犯認知件数でございますけれども、453件でございます。これは、平成21年度同時期に比べますと、34件の増加となっております。これは、本市に限ることではなく、草津市では10件、栗東市では86件増加しております。ただし、守山市では80件減となっております。

その犯罪の内容は、主として窃盗、特に非侵入盗と言われる、ひったくりや車上狙いによるものが多くを占めており、52件の増となっております。

これに対する検挙数ですが、これは警察が市単位での統計を集計していないことから守山署管内合計で235件となっております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 内田議員。

○5番（内田聡史君） 本市での件数は453件、またその中で車上荒らし、特にカーナビ等がよくとられるということを知っております。私の家族も車の窓ガラスを割られて、カーナビはついてなかったんですけども、中を荒らされました。という経験を持っております。本市で453件、同時期に比べ34件の増、そして草津、栗東でふえて、なぜか守山だけ減っているという状況であります。これらの発生件数の増減に関しての要因はどのようなことになるものだとお考えでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 先のご質問にお答えいたしましたように、これらの犯罪の要因ですが、その犯罪形態から昨今の経済情勢による影響が強いものと想定できます。ですが、大幅な増ということでもなく、全体的には横ばい程度と認識しています。

○議長（立入三千男君） 内田議員。

○5番（内田聡史君） 発生件数の横ばいということですが、今年度の集計はまだ先のことですが、全国の発生件数、平成21年度の集計でいいますと、起こった刑法犯罪は170万3,000件で、平成14年をピークに7年連続の減少であります。平成14年が過去最高の369万件から見ると、ほぼ半減となっていることが、法務省の犯罪白書から明らかになっております。その犯罪減の要因の一つに、個人の防犯意識の高まりと、防犯カメラの設置、本市でも行っているメール配信などの普及だと考えます。そのような中で、市

民の防犯意識への啓発、啓蒙はどのようなことを行っておられるのかお伺いします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 防犯意識の啓発・啓蒙につきましては、野洲市、守山市及び守山警察署で構成しております守山野洲防犯自治会での事業といたしまして、地域安全ニュース「ふるさと」を月1回発行いたしまして、全戸回覧を行っております。「野洲市不審者情報配信メールサービス」では、不審者情報のみならず、「おれおれ詐欺」に代表される知能犯に関する情報を流すことによりまして、市民の皆様へ注意を促しております。また、特に今年は、「空き巣を許さん」「車上狙いを許さん」「乗り物盗を許さん」のいわゆる「ゆる3プロジェクト」キャンペーンに代表されるイベント等を実施いたしましたり、滋賀県安全なまちづくり実践県民会議の提唱により、犯罪のないまちづくりを目指し、「気にかける」「鍵をかける」「声をかける」「呼びかける」の4つの「かける」運動など県や警察との連携のもと、市民への啓発活動を行っております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 内田議員。

○5番（内田聡史君） ただいま答弁いただきましたその中でメールサービスについてお伺いしますが、私自身もそのメールサービスを登録しております。また、開始当初に比べますと、頻繁に情報が入ってくるように感じております。その中身は、野洲市で発生した不審者の事象だけでなく、大津、守山で発生している電話での詐欺、近隣市町村での行方不明者の情報収集など、出先においてもその情報を的確にキャッチできるこのサービスの普及は防犯意識の向上に大きな成果を与えるものだと考えますが、携帯メールを利用した不審者情報、注意喚起情報の発信状況、普及はどのような現状かお伺いします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 平成22年11月末現在で、「野洲市不審者情報配信メールサービス」に登録されている方は1,593人です。平成22年度における不審者情報等の発信メール数は、同じく平成22年11月末現在で22件であり、この中には、行方不明者情報等も含まれております。

このサービスの市民への周知につきましては、守山野洲防犯自治会での自治会長等に対する研修会時や、市内の小中学校の入学式のときにおいて周知文書を配布しております。また、12月から滋賀県が主催する、知らせる滋賀情報サービス、略して「しらがメール」にも参加する予定でございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 内田議員。

○5番（内田聡史君） 登録者は今現在でいうと1,593人、約1,600人ということですが、野洲市の人口が約5万人、そのうち携帯電話を持っておられる方が2万5,000から3万人以上は持っておられると思いますので、2万人ぐらい登録していただけるようなことを目標に普及啓発の場面を多くして行って、その機会をとらまえて、普及を促して行っていただきたいと思います。

次に、近ごろ各地でちらほら増えてきている青色防犯灯についてお伺いしますが、青色防犯灯は平成12年ごろにイギリスのグラスゴー地域において景観改善の観点からオレンジ色から青色に変えたところ、犯罪件数が減少したとの事例が紹介され、日本で奈良県警が最初に取り入れたそうであります。その後、天理市、大阪府の一部、広島市といったところで、試行的に設置されてきました。本市でも公用車の車庫のほうに1灯あり、また錦の里の自治会、ここにも青色防犯灯を設置しているのを見かけました。これは普及を進めるテスト的なものととらまえてよろしいのでしょうか、お伺いします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 青色防犯灯の設置につきましては、本市におきましては、今、議員が言われたように、市役所駐車場に試験的に1カ所設置しております。この青色防犯灯が犯罪抑止効果があるとの話は、青色の光だと薬物中毒者が注射を打ちにくいということから英国で広まったものと聞いております。そのほか、青色が精神的な安定に効果があるとの報道もありますが、実際その抑止効果については不確定な部分もあり、また一方、照度が落ちることもありまして、それに係る経費面を考慮すると、目下のところ、積極的な普及の必要性は低いと考えております。

○議長（立入三千男君） 内田議員。

○5番（内田聡史君） 私もこのグラスゴー地域のことを調べてみました。答弁でもいただきましたように、麻薬常習者の検挙数が40%下がったということだけであり、この40%の常習者も他の地域へ移っただけということでもあります。青色が人間の副交感神経に作用して落ち着かせるという沈静効果と、心理的に人を冷静にさせる効果があるということであり、青色の光は晴天時であれば、見通しがよく遠目がきくとともに、犯罪者が犯罪をあきらめる等の防犯効果が期待されたことがありました。しかしながら、防犯メカニズムについては、心理学的な因果立証がされているわけではなく、不確かな疫学的結果が根

抛とされているに過ぎないそうであります。

青色街灯の防犯効果については、これがメディアによって報道され、それを知った犯罪を試みようとする者が、この色の街灯が設置してある場所は防犯意識が高い地域であると理解し、このことによって結果的に犯罪発生率が低下しているだけと言われておりますので、日野や竜王のほうだと思わなくては、あのあたり、田んぼの中を走っていると、ぼつんぼつんと青白い光が増えて、本当に防犯に効果があるのであれば普及していただきたいのですけれども、積極的にされていることでもないということですので、余りあれを増やしていくとまちが逆に気味悪くなるので、そのあたりは相談されてこられたら十分に相談に乗ってあげていただきたいと思います。

次に、青色回転灯をつけた車両のパトロールであります。平成16年12月より国の規制緩和措置により、自主的に防犯活動を行っている団体に対して、一定の条件のもとに認められ、青色回転灯を装備した自動車を防犯パトロールカーとして使用できるようになりました。本市において青色回転灯を装備した車両は何台あるのか、またその車両の活用はどのようにしておられるのかお伺いします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 青色回転灯をつけたパトロールにつきましてでございますけれども、市役所に1台、それから民間のボランティアの方が1台、それからシルバー人材センターに1台、合計3台配置してございます。主として小学生の下校時間帯を対象として、ほぼ毎日パトロールを行っております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 内田議員。

○5番（内田聡史君） 青色回転灯を装備した車両が市内を走っていただくことにより、防犯に対して積極的に取り組んでいる町だということがアピールにもなると思いますので、3台ではあります。有効にかつ効果的に活用していただきたいと思います。

最後に、自主防犯組織、団体についてであります。最初にも申し上げましたが、自分たちの地域は自分たちで守らなければならないといった思いを持った人たちが集まり、自主防犯ボランティア団体が設立されています。これは平成14年の犯罪発生件数ピークを迎えて、以後、全国各地で増えてきております。警察庁のホームページを見てみますと、自主ボランティア活動の支援サイトページには、野洲市の部分におきましては、守山野洲地区コンビニエンスストア安全なまちづくり推進協議会が掲載されており、防犯パトロー

ル、防犯広報、防犯診断、指導を行っていきとありました。また、近隣市を見てみますと、学区ごとに地域安全協議会を設置し、活動をされているようではありますが、本市における自主防犯組織や団体の現状をお伺いします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 自主防犯組織につきましては、防犯行政の要をなすものでありまして、市といたしましては、市民の安全確保のためには大変重要な施策の一つと考えております。市内の自主防犯組織につきましては、市が確認できているのは5団体であります。これは主として、自治会や老人会を出発点としている例が多いと思われまます。しかしながら、市といたしましては、今のところ自主活動を尊重しており、組織結成の報告を求めておりませんので、正確な団体数は把握できておりません。また、どの程度の活動及び人員内容で団体と認定するかも議論の余地のあるところでもあります。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 内田議員。

○5番（内田聡史君） 今、5団体あると言われましたが、もしそれが確認されている団体でしたら、その5団体を教えていただけますか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 駅前の自治会に2団体、それから駅前北自治会、それから万葉台自治会、近江富士第1区自治会でございます。

○議長（立入三千男君） 内田議員。

○5番（内田聡史君） はい、ありがとうございます。

先ほどの答弁でも自主防犯組織は重要と考えているが、自主活動を尊重しており、団体数を把握できていないということではありますが、一方でこれも重要であると考えておられるであろう、自主防災組織であります。これに関しては、先の議会で丸山議員の質問に対し、平成22年8月現在で89自治会中70自治会、78.65%の結成率であるという答弁をされておられます。防犯組織も防災組織同様に安心・安全に欠かせない組織だと考えます。しかしながら、防犯組織を自治会単位で結成するのは何かと困難でありますので、学区単位などで組織していただくなどという考えはないのでしょうか、再度お伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） まず、自主防災組織と自主防犯組織ということをおっしゃら

れましたのですけれども、両組織とも地域における市民の安全・安心にはなくてはならない重要な組織であると考えておりまして、大規模災害時等においては有効に機能することが重要であると思います。そのため、両組織の連携というよりは、現在結成率の高まってきた自主防災組織が一体的に防犯機能の役割を担うことが可能かどうか、その効果を含めて検証しながら、それぞれの組織に働きかけていきたいと考えてございます。

それから、最後に学区を単位とした防犯組織というご提言でございますけれども、このことにつきましては、市長のマニフェストの中でも、学区単位を単位とした、そしてコミセンを拠点とした自治活動の設立を促進すると、まちづくり機能を充実するというようなことが挙がっておりまして、市民部の中でも自治会単位の負担軽減もあわせまして、学区単位のまちづくりを推進していこうというふうに考えております。折しも9月の末の自治連合会の研修でも学区単位のまちづくりを実践されております、高島市のほうにも視察研修されておりました、その中でも学級単位の防犯活動、自主防災組織といった活動をされていることも研修されておりますので、今後につきましては、各地域の課題を地域の特性とか、それから事情にあった手法で、地域がみずから解決できるように、学区を単位といたしましたまちづくりを推進していきたいと。その中で自主防犯組織も育成をしていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 内田議員。

○5番（内田聡史君） 議論の余地あり、また実情を検証して、これから進めていっていただくことをお願いいたします。

先ほどの答弁を踏まえますと、自主防犯組織設立に当たっては、支援制度は独自のにはないと思いますが、仮に設立を申し出された場合、他の団体からいろんな件もあると思うんですけれども、団体からの支援等はあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 本市といたしましては、設立に関しまして特に支援する制度はございませんが、滋賀県防犯協会におきましては、のぼり旗等の支援がございます。また、守山野洲防犯自治会におきましても、帽子とか反射服の支援を検討されておりますので、自治会等から設立について相談を受けた場合は、積極的に支援をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 内田議員。

○5番（内田聡史君） 防災協会等から多少の物資が支給されているということではありますが、多くの自治体では、その活動に対して、資機材の購入に対して補助金制度があるのはご存じかと思います。ただ、補助金を差上げますから、このような組織をつくってくださるのではなく、自発的に起きた、このような公益性の高いボランティア活動を今後も積極的に支援していくべきだと考えます。現在、設立されておられる団体の育成についての考えをお伺いします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 先ほども申しあげましたように、本市の場合は、地域安全センターという防犯の拠点がございますので、そこを中心に育成、指導を行ってまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 内田議員。

○5番（内田聡史君） 先ほども申しあげました、自主防災組織と自主防犯組織の連携がありますが、防災と防犯は似て非なるものかもしれませんが、私の住んでおります比留田では毎晩住民の皆さんが持ち回りで火の用心を行っていただいております。これは防犯、防災の両面にわたる活動でもありますし、年末の夜警同様、効果があると考えます。この二つの組織が設立され、連携することは、市民の生命と財産を守る立場にある、警察、消防、行政にとって、大きなプラスになると考えますが、再度お伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 先ほども申しあげましたように、新たに自主防犯組織を自治会に設置というと、また自治会に新たな役員をつくるのかといった声も聞こえてこようかと思っておりますので、先ほども申しあげましたように自主防災組織と防犯体制の役割を一体的に担うことができないかというふうな可能性を、可能かどうかと、その辺のことを効果を含めて検証しながら、それぞれの組織に働きかけていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 内田議員。

○5番（内田聡史君） 今、部長がおっしゃっていただきましたように、多分、今言うていくと、また行政のほうからこんなんつくれ言うてきよったというてまた自治会内である

と思うんですが、そうなると思しつけがましくなり、また自治会の負担も大きくなりますので、先ほど言われたように、学区単位で、できましたら防災組織を設立後またその機をしっかりととられえられたときにお話をしていただき、安心・安全なまちづくりを進めていただくようお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（立入三千男君） 暫時、休憩いたします。再開は10時25分といたします。

（午前10時 3分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

市民部長から発言を求められておりますので、許可します。市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 失礼いたします。先ほどの丸山議員さんのご質問の中で、地域安全センターの2階のスペースにつきましての答弁の中で、当初は防犯教室とか防犯パトロールの集合場所と考えておりましたけれども、先ほど答弁いたしましたようにものづくりセンターとして活用されておりますことから、利用しておりませんので、訂正しておわび申し上げます。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私のほうから、議長からお許しをいただきましたので、先の丸山議員のご質問の中で、質問の主題は野洲駅周辺、特に北口の安全施策の一連の中でございましたので、私は野洲駅の北口に関しては具体的に対応しているということでお答えをいたしました。丸山議員のほうからは、いや、そんなことを聞いているのではないと、全般ということでしたので、それは本来一問一答のご質問の趣旨から反してましたので、私としてはそういうご質問ではないという理解でお答えをさせていただいたということでございます。その後ご質問がなかったので、今回議長からお許しをいただきましたので、再度説明をさせていただきました。

○議長（立入三千男君） それでは、次に、通告第9号、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、3点について質問いたします。

初めに、TPP、いわゆる環太平洋経済連携協定についてお尋ねしたいと思います。市長もご承知のように、菅首相が10月1日の国会の所信表明でこの参加協議を表明しまして、その後、閣議決定をしております。この中身についてはもう十分ご承知なので詳しくは言いませんが、結論的には日本農業に当然壊滅的な打撃を受けるだけではなく、広く言われてますように、関連産業及び地域経済にも大きな打撃を受けます。よって、政府のこ

の参加協議の閣議決定についてどういう見解をお持ちなのか、まず初めにお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員のＴＰＰに関する交渉開始の閣議決定に対する見解についてのご質問にお答えをいたします。

まず、野洲市では米を主体とした米穀栽培が主体となっており、農業に与える影響が甚大なものであると考えておりまして、特に農業面を考えますとＴＰＰの参加には全く反対であります。

しかし、ＴＰＰにつきましても、日本の産業・就労構造全体を見きわめ、慎重かつ、国の将来のあり方を見越した検討の対応が必要ではないかと考えております。

なお、先の消費税の導入、そして現在の子ども手当の議論と同様、政権党、あるいは政府内部で十分な意見集約も行わない中で、農業者あるいは国民に対して、安易に、いかにも決定したという表明を行われるという、こういった政策の進め方に対して一層の懸念を覚えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○３番（小菅六雄君） 今、答弁をお聞きしまして、基本的にはＴＰＰは反対で、しかし日本の経済構造といいますか、全体を見ることも必要と言われましたが、また私、少し言いますが、いずれにしましても、結論的に仮に締結となれば大きな影響があります。この関係で、農水省もそうですし、滋賀県当局もどのような影響が出るということを試算しているわけですが、それで言っていますように、締結となれば野洲市でも大きな影響が出るが、市としていざ締結となれば、先ほど市長は米が主体の野洲市農業と言われましたが、どういう影響が出るのか、市としましても、そういう影響の試算額といいますか、そういうのはされているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（竹内睦夫君） 皆さん、おはようございます。

ＴＰＰを締結するとなれば、本市としての影響額につきましては、先般、滋賀県が試算しました影響額をもとに試算をいたしました。ただ、野洲市の産出額は１８年度までしか出ておりませんので、県の産出額は２０年度まで出ております。それを野洲市の生産数量から試算をしますと、米と小麦で約１７億円になると思われまます。なお、野洲市内にはそ

のほか、茶とか、牛肉、鶏卵の生産者はおられますが、少数でございまして、生産数量等が公表されていないというふうなこともありまして、影響額についての試算ができない状況ですので申し添えておきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 資料をお配りさせていただいたんですけども、これは農水省の統計資料から出したわけなんですけども、左が農業の総産出額ですね。右のほうがそのうちの米にかかわる部分ですね。それで、かつてはこの表のとおり、例えば農業総産出額で、野洲市合併前は合算しておりますが、45億円ぐらいありましたのが、今は28億6,000万円、それで米に関して見ますと、米も最高時では約35億円ぐらいあったのが、平成18年度では今や17億6,000万円まで減少しているわけでありましてね。それで、今、影響額を言われましたが、その米、麦、17億円というのは影響で減る額のことを言っておられたわけですね。だから、産出額全体では28億6,000万円、これは18年度ですけど、米が17億6,000万円、それで今わかるだけでも17億の影響があると言われましたので、これから見ても壊滅的な影響が出るのは、これはもう明らかですね。

それでわかったと思いますが、それで先ほど言いましたように、懸念されるのは、農業そのものが大きく影響を受けると同時に、問題になっていきますのは、先ほど言いましたように、地域経済や雇用全般に影響があると思うんですけども、この関係では滋賀県当局は試算されてないのでありますが、北海道庁が試算した部分があるんですけども、北海道では全体で仮に締結となれば、2兆1,245億円の影響があると、そのうち農業産出額では5,563億円、二つ目に関連産業では5,215億円、それと地域経済で9,859億円と試算されているわけなんです。これは確かに難しい試算なんですけども、先ほどの算出額というか、金額ですね。農業そのものの影響については言われましたが、地域経済、あるいは関連産業ではどの程度試算されているのかどうか。

○議長（立入三千男君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（竹内睦夫君） 関連産業や地域経済についての影響額については試算をしておりますが、当然関係するJAまた土地改良区ですね、こうした方々の雇用、またそこにも影響が出てくる問題だというふうに思っております。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） これもぜひ試算して、本当にやはり北海道なり、例えば九州なり、それからこの関西地域、そして滋賀、野洲なり、地域によってかなり違うと思うんですよ。

ね。いずれにしても、肥料や農薬、農機具、資材等々、あるいは農業関連産業への就労、雇用等々、この点からも一定の統計資料も存在するのですから、今後きちっと試算して、その上に立って評価もしていかなければならないと思いますので、それは求めておきたいと思いますが、だから先ほど市長が答弁されまして、こういう影響がある中で、野洲市として、政府に、地方6団体も基本的には反対の意思を表明されていますが、市としても政府に交渉なり締結なりを意思表示すべきだと思いますが、そういう意思はおありかどうかですね。お聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（竹内睦夫君） 先般、全国市長会におきまして、食料自給率向上に支障が出ないように配慮してほしいというふうなことを農水省のほうにも要請をされておられますし、関係者の意見を踏まえて慎重な対応を求められております。本市といたしましても、政権党に対しまして市独自でこうした要請も行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 先だって、県の市長会ですね、県要望もされておりますが、時期的な関係があったのかもわからないですけども、F T Aの締結阻止は要望されているが、T P Pは触れておられなかったですよ、あの中には。そういう関係で、改めて表明すべきではないかということをおっしゃって、いづれにしても、これは行政、ある意味では議会も含めてなんですけども、行政と同時に、今、J Aも含めて農業委員会全国組織も含めて、阻止に対して、大きい運動も市長もされているわけなんですけども、これは本当に大きな問題でありますので、官民協働での運動も行政から働きかけもして、市として、私はそういうこともすべきだと思うんですけども、そういう意思はあるのかどうかですね、ちょっとこの際確認しておきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（竹内睦夫君） 今、農業委員会もというふうなこともおっしゃいましたけれども、先般、12月2日に全国農業委員会の会長会も行われておりますし、その中で決議もされておられるというふうに聞いておりますので、各方面でそれぞれの立場において、そうした要請を行っておられるというふうに思いますので、市といたしましても、先ほど申し上げました政権党に対して、市独自で要請を行ってまいりたいというふうに思います。また、県要望ですけども、F T Aの締結阻止というふうなことですが、県からの

回答については、このＴＰＰも含めた中で適切な対応をとられるよう国に求めていきたいというふうな回答を得ておりますので、申し添えておきたいというふうに思います。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○３番（小菅六雄君） このＴＰＰの問題もこれで終わりますが、私が言いたかったのは、市は市として独自、そして農業委員会もそうでしょうけども、ＪＡ含めた農業団体等、独自表明されておられますが、やはり官民協働での、行政も指導しつつ、そういうインパクトを与える、そういう運動が必要でないかということをやっているわけでありまして、その点についてお聞きしたんですけど、協働でやること自身が大きな力になるということで。

○議長（立入三千男君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（竹内睦夫君） そうした形で実施をされている部分もありますが、今のところ市としては、そうした部分での市の独自の要請というふうに思っております。また、そうした全体での声が高まってくれば、そうした形も今後検討もしていきたいというふうに思います。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○３番（小菅六雄君） 高まってきたらということですが、高まっていますので、ひとつよろしくをお願いします。

それでは、次の質問に入りますが、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策についてであります。これももう皆さんご承知のように、農水省が平成１９年度から５カ年の予定で実施してきました、農地水環境保全向上対策事業、これが来年度は終了年度になるわけですが、同時に２３年度から新たな環境保全型農業直接支援対策、こういう事業を実施することを明らかにしたわけなんですけれども、現在の事業ですね、これはもうご承知のように、１階部分の水田水路の保全協働作業等、それといわゆる化学肥料農薬の５割低減に取り組む２階部分の事業、これでこの間進めてきたわけなんですけれども、今回、来年度から実施される新たな事業は、これまでの化学肥料農薬の５割低減に加えまして、例えばレンゲの作付けとか、冬場の湛水とか、あるいは有機農業の実施など、これそのものを別に否定するわけではないのですけれども、新たに４条件が加えられましたですね。これは問題なのは、しかし全国的に、とりわけ滋賀県の場合、野洲市もそうなんですけれども、この新たな４条件の実施は農地条件、技術上の問題から滋賀県ではかなり難しいといえますか、そういう方向になっていまして、このままではこれまで実施している事業がほとんど対象外になると聞いているんですけども、新制度から外れる、今回こういう方向で

進められようとしていますが、それについての認識というか見解をちょっと初めにお聞きしておきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（竹内睦夫君） 今回、創設されようとしています「環境保全型農業直接支援対策」におきましては、地球温暖化防止や生物多様性保全を目的とした営農活動で支援対象となる4つの要件については、現時点において詳細な内容が示されていないため、把握できる限りの情報から考えますと、水利権の問題、特に中主側部分については琵琶湖逆水を上げてますので冬季についてはこれが上げられないというふうな問題や、栽培技術の問題、有機は非常に難しいですが、そうした問題、また本市においても大部分が新制度での実施は困難であるというふうに認識をしております。

こうしたことから、滋賀県では、「環境保全型農業直接支援対策」創設に当たっては、環境こだわり農業への支援継続と地域の実情を踏まえた取り組みを支援対象として追加・拡大するよう農林水産省のほうに要望されておりますので、本市におきましても、引き続き滋賀県と連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） それで、もう少し詳しくお聞きしたいんですけど、いわゆる、今答弁されたように、新制度がこのまま適用となれば、野洲市の場合もかなり対象困難、そういう中でまた今後要望していくということを言われましたが、調べましたら、野洲市の場合、多分数字的にこれで合っていると思うんですけども、現在27集落というか、27組織ですね、野洲市の場合、それでいわゆる1階部分の協働作業は1,780ヘクタール、これは農地の72.7%を本市が参加していることになりましたが、それで営農活動部分はそのうち23組織、867ヘクタールとお聞きしているわけでありましたが、滋賀県が明らかにしたところによりますと、新制度の4対策を実施となれば、全県で今現行で補助を受けている農地が1万2,100ヘクタール、全県実施ですね。そのうち、新制度適用で可能となる農地面積はそのうちわずか1.3%、150ヘクタールまで激減すると言われているんですね。

それでお聞きしたいのは、水準の問題なんですけれども、先ほど新制度、野洲、大変減ると言われましたが、野洲の場合はどうなるんでしょうね。これを初めにお聞きしておきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（竹内睦夫君） お尋ねの2階の部分ですけども、これは867ヘクタールとおっしゃっていましたが、これは21年度の数値ですので、本年度におきましてはもう少しふえておりまして、今944ヘクタールになっているというふうに、若干これで左右というか、若干落ち込むというふうに思われます。現在944というふうな数字が出ております。本市での有機の農業、特に該当するのは、有機農業をされておられる方がおられますので、この方の水稲共済の加入状況を抽出、集計した結果におきまして、該当するのが約14.5ヘクタール程度と思われます。ただ、この新しい制度が属地主義になるのか、もしくは属人で取り扱われるのか、これによってこの面積は変動してくるというふうに思われます。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 属地、属人か、それはそれであるんですけども、いずれにしろ激減するのは確かでありまして、こういう状況なのですよ。それで、先ほど要望していくと言われましたが、どう要望していくというか、どうするかが大事だと思うんですけども、それで制度上の確認も含めてお聞きしたいわけではありますが、平成23年度は現行制度と新制度の併設ですね。二つの制度が動くわけですね。そう解釈してよろしいですね。それで、現在実施されている組織では、当初23年度までの5カ年事業という認識で行ってきたわけでありまして、23年度から新たな制度が実施される併設制度というのを想定していないわけですね。そういう意味で、市の担当部局も含めて、混乱といいますか、うまく制度実施ができるか、これをちょっと懸念しているんですけども、その点はどうでしょう。

○議長（立入三千男君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（竹内睦夫君） 23年度は今おっしゃいましたように、現行制度による営農活動支援が継続されます。新制度である「環境保全型農業直接支援対策」については追加されることになるかと認識しておりますが、実施組織におきましては、今回新たな制度におきましては、直接払いを本人にされるというふうな形ですので、実施組織におきましては混乱は起きないというふうに理解しております。ただ、市といたしましては、新たな確認業務が増えてくるというふうな状況になるというふうに思われます。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 質問と答弁で、今回の一連の制度の変更なり問題点なり、明らかになったと思うわけではありますが、そこで今後どう要望されていくのかということではありますが、そこでこの問題につきまして、農水省のスタンスというか考え方ではありますが、

先月農水省のほうに、うちの政党ですけど、共産党の国会議員団と滋賀の議員団がこの問題で要望というか交渉したわけなんですけども、そこで農水省が二つ言うているんですけど、一つは平成23年度から、さっき言いましたように、新事業がスタートするが、5カ年事業の最終年度となる23年度は現行事業に取り組んでいる団体は現行対策を認める、これは当たり前なことなんですけれども、それでその際、平成22年度実績を基本にしなながらも、これまでの作付け面積というかを対象にしたい。過去にさかのぼってですね。減反とかありますから、年によって変わってきますので、そういうことを含めて、これまでの過去の作付け面積などの最大実績値も考慮に入れて、対象は柔軟に対応すると言うてはるわけなんです。これまでの作付け面積を最大限考慮する、こういうことは現組織にも周知徹底してこの制度適用をきっちり行うようせないかんと思うわけなんですけども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（立入三千男君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（竹内睦夫君） 今おっしゃっているのは、現在ある2階の部分の制度だというふうに認識しておりますので、現制度におきましては、先ほど小菅議員から冒頭申されましたように、19年から5カ年というふうな事業だということを認識も当然各組織はされておられますので、今の現状で問題はないというふうに解釈しております。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 今、1点目のはまあそれでいいと思うんですけど、それでもう1点農水省が言っているのは、ここをどうするかということだと思っておりますけれども、滋賀県の場合、このままいくとかなり対象が限られていくということを指摘して、これに対して農水省は、新制度の4つのハードルはいずれも高い、そういう言い方はしていませんけれども、言葉を変えれば高く、だから実際対象になるのは限られているという、そういう指摘を受けて、地域によってはそういう地域もあることは認識していますとはっきり認めたわけですよ。だから、今後、これまでの成果も検証しながら、この四つの条件にこだわらない形で、別の形で環境保全の取り組みができないかどうか、地域からの提案も受けて検討していきたいと言うたんですね。ですから、現時点で農水省は4条件を新制度の柱にすると言ったが、地域の実情も提案も受けて、検討しますと、柔軟姿勢を示したわけですね。その点で先ほど少し言われましたが、今後要望していくと言われましたが、どういう要望をしていくのが大事でありまして、その点、単純に現在の方式をそのまま踏襲せよと言われるのかどうかということも含めて考えがあればちょっとお聞きしたいと思いま

して。

○議長（立入三千男君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（竹内睦夫君） 冒頭の回答のほうで申し上げましたように、滋賀県におきましては、環境こだわり農業、今の制度ですね、この制度の継続と、地域の実情を踏まえた取り組みを支援対象として、継続、追加、拡大をしてほしいというふうに国のほうに政策提言をしておるといふふうなことでございますので、私どもそれに対しての同様な形での連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） この質問を終わりますが、新制度がもう来年度から実施されようとしておりますので、今が大事だと思いますので、きちっと市の意見を今言われたことも含めてまとめて、県なり国に提言されることを求めておきたいと思います。

それでは、時間との関係もありますので、3点目最後の国民健康保険制度の医療費減免等について質問したいと思います。

1点目は、国民健康保険法第44条に基づく医療費の患者の窓口負担の実施についてですが、これは以前にも質問したことがあります。厚労省、厚生労働省が9月13日に都道府県に対しまして、この問題で新たな通知と事務連絡を行っております。これを見まして、通知や事務連絡ではまだ問題点はあると思うんです。当然いっぱい。ありますが、特別の理由により、医療費負担を払うことが困難な被保険者に対して、医療費の減免や徴収猶予ができる、先ほど言いました、国保法第44条ですけど、改めてこの制度の実施を、この9月13日の通知では実施を求めているわけですが、この通知について、認識というか実施の意思を初めにこれをちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、44条の今の通知についての回答を申し上げたいと思います。

まず、法第44条で、特別の理由がある被保険者で一部負担金の支払いが困難と認められる者に対して減免、免除、猶予ができるとなっております。

この特別の理由としましては、震災とか災害によって資産に甚大な影響、損害を受けたとき、また収入が著しく減少したことによって生活が困難となった場合というものを指しておりまして、申請によりまして徴収猶予等ができるということになっております。さらに、徴収猶予をしてもなお生活が著しく困難と判断した場合に減免免除を行おうというこ

とが法の趣旨でございます。

今回、厚労省からの通知では、生活困難者の判断基準が示されたもので、特に収入の部分ですが、この入院の療養が必要な世帯であって、収入が生活保護基準以下、かつ預貯金が生活保護基準の3カ月以下という要件を満たした場合に一部負担金の減額をしていこうと。減額割合につきましては市町村で定めるということになっております。

今回の一部改正につきましては、制度の実施というものを求めるものと解しております。収入につきましてはの最低基準を示したということでございますけれども、すべてが解決した、説明されたものではないということも考えておりますが、現在、国保連合会におきまして、県内基準の検討が11月から始まります。本市としましても、この県基準というのを示された後に、当然県下の医師会との調整も必要となってまいります、それを踏まえまして対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 後でもう少し基準の問題とかもお聞きしようかと思いますが、初めにこの実施の時期等についてももう少しお聞きしたいと思いますが、当然部長よくご存じだと思いますが、この通知ですね。通知と事務連絡。この1年、2年、とりわけ国、さっき言いましたように内容、いろいろ問題があるわけですが、実施を再三求めてきましたですわね。この通知の中にも、実施について、数字で示した基準の施行日は特に定めるものではないが、通知するかですね、ないが、各保険者において必要となる要項等の見直しを行った上で、なるべく早い時期に開始をしていただきたいと考えていると言っているわけなんですね。

普通、医療費の窓口減免等、国民の負担の軽減については、負担強化は国は早く進めるが、負担軽減を早くしなさいというのは、普通国はあんまり言わないんですね。考え方によっては。その国、厚労省が、早い時期に開始をしなさいと言っているわけでありまして、先ほど、この今後全県的な基準との関係も言われましたが、この通知、早くしなさいという通知はどう認識されていますか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） もちろん早くしなさいというか、今回は二次的援助という形で文書が出ておりますので、それなりに国の思いがあると受けとめております。今回出ましたもとは、これもご質問いただいたように、医療機関に関する未収金問題で、昨年

度21年度、医療機関でモデル事業をされた。これを受けましての一部改正と、こういう流れになると思っています。今回出てまいりました中身を見ますと、もちろん一部負担の減免というものが、一定限、最低基準を進むために示されたという部分があるんですが、多くは医療機関の未収金問題ですね、この医療機関に対する行動マニュアルというんですかね、要項もあわせて示されているということですので、もちろん市町村で進めていかなければならない部分については進めていくと考えていますが、実施に当たっては、公平に運用するためには、今、大津では規則が定められますが、実施まで至らないということですので、今、大津とか県が入って、基本的なものは今、連合会を入れてやっておられます。聞いてますと、1月の終わりぐらいまでには示すと。それを受けて、各保険者の中で、検討してやっていくという方向でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） まあいろいろ言われますが、一面では言われることも当たっているとところもあるんですけども、結論的にお聞きしますが、全権的に統一してスタートさせたいという思いはあるのはあるんですけども、来年1月、2月だったかな、言われましたが、具体的な年度実施はどこに置いてはるわけですか、そうすると来年度4月ではないですわね。まだ、その言い方では。具体的に、年度で言うと、どう理解したらいいんですか、実施年度は。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 今回の一部負担減免は、すべては医療機関が受け入れていただけるかどうかにかかっていると思います。この減免につきましては、事前申請で、市で審査というのか、チェックをかけまして、決定をするということで終われば、この仕組みは成り立つと思っているのですが、今回示された中に、入院を要する、要するに医療ですので、急を要する場合、このケースが、いわばもちろん市に一報は入れるかどうかあれなんですけれども、まず医療機関に飛び込んだ方が一部減免に該当するののかという判断を医療機関に求めるというのが、その法の趣旨ですので、医療機関にその責務を負っていただく、そういう意味では、窓口でこの方が減免対象か、対象でないか、これを医療機関が判断するということになっていきますので、その部分で医師会のご理解を踏まえて取り組んでいくし、現物給付ですので、一定限、範囲も広いということですので、今の思いとしては、県がリーダーシップをとっていただいて、県の医師会とも合意を得た中で進んでいくものが大事なかなと思っておりますし、時期につきましては、その部分が整いということ

ですので、来年度に一部運用ができるのか、その部分が医師会のことを踏まえてということで、時期まではちょっと今申し上げられないというのが実情でございます。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） いずれにしましても、この国保法第44条に基づく医療費減免を、今言われたように、現物給付、窓口支払い減免ですので、そんなのははるかわかっていることですので、当然、だから以前の質問のように、早くそういう体制協議をして、法に基づくこの実施をしたかどうかというのを再三これまで言ってきたわけでありましたのに、実施についてはこの程度にしますが、早期の協議実施は求めておきたいと思います。

それで、1点、2点、少しお聞きしたいわけでございますが、先ほど言われましたように、今回、窓口の医療費減免に対する規定と申しますか、適用基準ですね。これも改めて追加、明らかにされましたね。先ほどいただきましたように、収入基準ですね。これも今後県と協議、県というか、関連、統一してやるということで、野洲は野洲としての主張をせなあかんで、別に野洲市だけで実施してもかまへんのですけれども、大事なことは、今回先ほど部長も言われましたように、適用の収入基準は生活保護基準以下を一応お聞きしてますわね。それについては、今後協議するに当たって、この基準とされていくのかどうかですね。最終的には自治体の裁量になっていきますので、この点ちょっとお聞きしたいと思いますけれども。大事なところですので。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 今のところは、まだ特にどの基準という部分については、まずは今検討されていますので、それを見たいと考えています。ただ、既に実施している市町村の事例を見ますと、保護基準の1.1と1.3とか、そういう事例で規則ができていくということだけ理解をしておりますけれども。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） その関係なんですけれども、これも9月13日の参議院の厚生労働委員会で、足立大臣政務官が答弁で、国の基準は最低限これぐらいとの意味で表現したものでありまして、ここに生活保護基準と書いてますわね。独自の上積みは望ましいという答弁をされているんですね。だから、そういう意味で、これも今、部長が言われましたように、全国の中では、生保の1.2倍、1.3倍ということもしているところもあるわけでありまして、これだけ暮らしが大変なときにありまして、今後収入基準等の設置に当たっては、そういう立場でしていただきたいと思っているんですけど、現時点で野洲市と

してはどういう感じなんでしょうね。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 全国の実例がそういうふうな動きになっていますので、そのあたりの基準が示されるのかなと個人的には思っております。ただ、今回、国が示した一部負担減免の財政補てん、特別調整交付金で見るということですが、これは国の基準のみを見るということですので、こうした部分については保険者の負担だと、こういうことを国が厳しく言っていますので、そのあたりも踏まえて判断もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 私も一つだけ読まさせていただきましたので、国の補助基準は、国の基準だけですので、そういう問題はありますが。

それと、最後に、この制度実施に対する行政の姿勢が問われている問題が1点あると思うんですけども。もう一遍初めに戻るわけではないんですけども。この制度の今後の周知徹底の問題なんですけれども、この関係で10月に2010年、県民要求実現実行委員会が、市と要望交渉された中で、その中の回答の中で、この医療費減免について、国のいわゆる法定軽減等の法定減免等は職権で自動適用になるから、それはそれでいいのだけでも、いわゆる44条に基づく減免制度はそうではないから、個別の審査、申請だから、一律に広報、周知するものではないような言い方をしてはるわけですけども、これはちょっと違うと思うんですよね。やはりこの制度の早期実施と、それと市民に対する周知はせなあかんと思うわけで、そこに、そうではないという、この市の考えは制度実施への姿勢が問われていると思うんですけども、その点について一応確認しておきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） これについては、滋賀県としては実施を各市でやっていないという部分で、ある意味では公平にこの運用ができるという部分では、周知啓発という部分も慎重にならざるを得ないというのが、ご回答を申し上げました時点でございます。ただ、近隣ですと、大阪府でも一時減免についてはインターネットによる広報でもホームページに出ておまして、各市にお問い合わせくださいという、中身についてということもありますので、そのあたりは県ともお聞きしながら進めていきたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） それでは、最後に、いわゆる無料低額診療制度について、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

いわゆる社会福祉法では、同じくこの医療問題で、生計困難者のために、医療費を無料、または低額な料金で診療を行う事業、いわゆる無料低額診療制度というのが法に基づいてあるわけでありますが、これは医療機関が無料低額診療医療機関としての届けを行えば、この医療機関で、患者の申請に応じて医療費が免除される、またこの指定医療機関実施機関は、税制上の優遇措置を受けられる。これが無料低額診療制度であります。先ほど言いましたように、今これだけ国民生活が大変な中、医療費支払い困難が増えようとしている中、不安なく医療にかかわれる、こういう制度の実施が進めるべきかと思うんですけども、これについても厚労省自身も決して指定抑制の立場ではないんですね。この制度についても。そういう意味で、市として、これは医療機関の問題ですので、市がやりますと行ってすぐできる問題ではないので、実施できるような、市の行動を起こされるのかどうかですね。私はすべきやと思っているんですけど、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 今回の低額診療制度についてということで、これは医療部分ですので、なかなか市としてはアクションを起こしにくいし、ある意味では市内の部分でいきますと、大半が医療法人として医療行為を行われているということですので、ここにはその行為が認められておりませんので、その部分については、この制度については当てはまらないと考えているところでございます。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） だから、それを進める意思があるのかどうかということなんですけども、これはだからさっき厚労省自身も決して否定的な立場でないと言われましたが、実際はかなり少ないんですね。それで、これに基づく医療機関は必ずしも多くありません。滋賀県でも少ないと思いますが、市として県内で実施なり、全国的なり、実施の医療機関はつかんでおいでですか。ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 今回、ちょっと調べさせていただいたというところでございますけれども、県内では滋賀県の済生会病院、これは社会福祉法人です。あと、水口病院と、八幡青樹会、長浜の青樹会、今津病院と、大津の診療所として2カ所あるということで、県下のそういう情報を得ているところでございます。全国では、2006年の厚

生労働省の数値では、263の医療機関が実施というようなこととなっております。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） そうなんですよね。今、言われましたように全国でまだ300カ所にも至らない、県内で今、5カ所か6カ所言われましたね、そういう状況なんです。だから、行政としても、医療機関、医師会等と協議しながら、これを積極的にやっぱり進めるべきだと思うわけなんですけれども、本市の場合は野洲病院等もあるわけなんですけれどもね。せめて1自治体1病院とか、そういう認識、立場にも立っていただきながら進めるべきだと思うんですけれども、改めて本市の野洲病院なんですが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 先ほども申し上げました、特定医療法人ということですので、医療法人で、社会福祉法による第一種とか第二種の事業は認められておるんですが、今回申し出の事業が今認められてないということです。現時点では野洲病院はできないということです。ただ、済生会病院自身が社会福祉法人、これは全国展開されているところでして、定款の最初にこの制度に取り組む、もちろん福祉法人ですので、法人減免があるということで、公益性の高い形で取り組みをされておられます。今、市のほうでご相談があれば、社協もそうなんですけれども、困っておられる方につきましては、済生会でもつなぐような形で取り組みをしております。

以上、お答えいたします。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 以上で終わりますが、先ほど言いました国保44条の実施なり、今のこの難しさはありますけれども、無料低額診療制度についても、本当に市に要望されていると思いますので、今後前向きに検討して、早期の実施を求めて終わりたいと思います。

○議長（立入三千男君） 暫時、休憩いたします。

（午前11時17分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、通告第10号、第2番、野並享子君。

○10番（野並享子君） それでは、大きく2点にわたって質問をさせていただきます。

まず、第1点目、アサヒビールとの確認書問題について質問いたします。駅前開発につきましては、昭和57年、日本麦芽の土地を等価交換で買い取ることを計画し、三上の第一種住居専用地域の隣、大山川を挟んで農振地域から工業地域に変更して、日本麦芽を移転してもらうことが確認され、進められてきました。この用途地域の見直しでは、近江富士団地の強い反対に会いながらも強行されました。日本麦芽の株を100%、アサヒビールが取得したことにより、交渉相手はアサヒビールにかわりました。平和堂に進出してもらうように交渉されましたが、売ることも貸すこともしない、自社開発をすと言って、何年も草ぼうぼうのまま放置され、町民からはこんなひどい駅前はないと心痛めました。議会では不買運動をやるかとか、特別土地保有税をかけるべきなどの声も出されました。しかし、駅前開発については、アサヒビールとは協議して進めることは、書面でもってこれまで確認されてきました。ところが、市民、議会にも全く知らないところで、平成17年4月8日に、前山崎市長とアサヒビールが確認書を交わし、平成元年度の協定書は解約、アサヒが土地を売却するときは市に諮り、市は30日前までに意見を通知する。アサヒビールは売却の内容を再検討するが、意見に沿わない場合、市は異議を申し立てないというような内容であり、このような内容は、これまでのアサヒビールとのやりとりを全く変えるものであり、このような内容変更の確認書を交わすならば、議員に知らせるべきでありました。このような状況の中、まず第1点目、過去のことからと済ますわけにはいかず、この確認書が交わされた経緯を明らかにしていただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、まず1点目の「平成17年の確認書の経緯」に係るご質問にお答えさせていただきます。

平成7年、8年、9年の各定例会におきまして、「駅前での商業集積を断念し、T字路型の区画内道路整備をする。その後は民間開発にゆだねる。道路用地はアサヒ所有地と町有地を等価交換方式で生み出す」ことなどを議会に答弁し、説明させていただいたところでございます。

これをもとに、平成9年5月30日にアサヒビールと「駅前開発整備事業に関する確認書」を締結しております。その後、この平成9年の確認書に基づきまして、基盤整備・交換等が進められ、平成16年に完了いたしましたところでございます。

このことによりまして、野洲市とアサヒビールとの間の土地に関する長年の懸案事項につきまして、築道、いわゆる道を築くことと、ブロック化によりまして一定の整理がつき、

開発しやすい形状となったことから駅前開発については民間開発に委ねることといたしまして、平成17年の確認書の締結に至ったものでございます。

以上が当時の考え方であります。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○10番（野並享子君） 今、経緯を報告されましたけども、滋賀報知新聞に11月18日の報道によりますと、この確認書について、議会の地域活性化特別委員会で、担当者が確認書の内容を説明し、委員長が次の全員協議会に報告されるものと考えていたということで、前市長が答えておられるんですけども、私もこの地域活性化特別委員会の一委員として参加をしておりましたが、こういった話は全くされておられませんし、この委員会の議事録においても、そういった発言は全くございませんでした。その後の全員協議会でも、そういったことが報告がされていないということで、この確認書の内容そのものは全く知らない中で推移しているわけですが、全協でも、またそういった特別委員会ででも報告がされなかった、議会に説明をなぜされなかったのか、これだけ大きく方向を変えられたのですから、その点をちょっとご説明願いたいと思います。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 野並議員、ご指摘がございましたとおり、私も再度前後の定例会並びに特別委員会の議事録を詳細に調べさせていただきましたが、この確認書の件については一切触れられておらないということでございました。当時の担当者の意見を聞きますと、その経過については、当然上のほうに委ねられていたというようなことでございますので、ただ当時の前市長の気持ちを推しはかることはできませんので、担当者としては上司のほうには報告しておったというような内容でございます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○10番（野並享子君） この確認書そのものは、市長とアサヒビールの公印が押してありますね。それまで自社開発という形をとっていたアサヒビール、これまでは我々議員は駅前開発に関しては協議をしてというところまでのアサヒビールと協議をして、あそこの駅前開発のことをするという、そういう認識にあったわけですが、行政として駅前開発はもうできないということで、すべてアサヒビールにもう委ねるというふうなかじを切ったというところの認識がないんですけれども、駅前開発は断念するということを今おっしゃいましたよね、先ほど。断念する、で、すべてアサヒビールにあの開発をもう任せてしまおうんだという、そういうふうなことは我々認識しておりませんし、行政はどうだったんで

すか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） ちょっと若干、意見の食い違いがあるかと思いますがけれども、先ほど一定の整理がついて開発しやすい形状になったということで、駅前開発については民間開発に委ねることとなった。決してアサヒがやるんじゃなしに、アサヒが民間開発をすると、いわゆる売って、いわゆるそこに民間開発の業者が入ってやるんだという形で最終的な合意に達したということでございますので、アサヒがそこを開発することではございませんので、そこら辺はご理解を賜りたいと思います。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○10番（野並享子君） もうちょっと説明してもらえませんか。

その次に、ちょっと理解しがたいんですけども、この確認書が交わされて、その後、5月にCブロック、文化ホールの用地の隣ですが、その購入打診が行われて、7月5日に購入しないという回答がされていますが、このことについても議会は報告を受けていないと思うんですが、この野洲市が買わないということを返答を出した、結論を出した、その顛末をそしたら言っていただけませんか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 「Cブロックを購入しないこと」につきましては、駅前の貴重な区域ではあるが有効な利活用計画の立案が困難なこと、そして直前にDブロックを駅前の拡張用地として購入した直後でございますので、財政的に非常に厳しい状況にあることなどを踏まえまして、総合的に庁内で議論して決定させていただいたものでございます。

なお、平成17年第5回定例会、9月15日でございますけれども、この一般質問の答弁の中で「Cブロックの取得を断念した」旨の報告がなされております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○10番（野並享子君） 今、私が聞いたのは、7月5日に購入しないということが回答されているんですけども。9月15日に答弁をしたというのは、もう既に2カ月もたっていますよね。ですから、この確認書が交わされたのが4月、5月の時点で行政は打診を受けていたということだったら、そういうふうなことが、その当時の全協なりで報告すべき内容やったんと違うんですか、内部で庁内で検討して買わないということを行ったというふうな、今、ご答弁ですよね。そのことは、議会に全協などで報告することは必要ないん

でしょうか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 当時の状況としましては、ある意味当然議会に報告すべきものと、今の段階で私は判断いたしますけれども、当時はそういった旨は報告されていないというような状況でございました。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○10番（野並享子君） 要は、この確認書についても、そしてその確認書に基づいての土地の購入の問題についても、全く議員は知らなかった。我々がこの特別委員会で聞いたのは、地形的に、非常に野洲としては開発がしにくい土地の形成になっていたので、ここを交換するという話でしたので、これはだれも反対ではないと思うんです。道路に面して、ある一定の確保ができるということに関して、だれも反対はなく、了解ができたと思うんです。その隣の土地に関しては、文化ホールからの続きですから、どうすべきかというのは、本来やっぱり検討を図るべき内容やったという、今だったらそうだというふうにおっしゃいましたけども、本当にそういった部分が全く議会としては議論する余地もなかったと。駅前のあの部分をどうしようかというふうなことの議論をする余地もなかったというのが現実的だというふうに思うんです。

何でそういうふうな形で、議会に報告もせず、民間に売却がされていたかということ、この次の3点目に質問を出していますけども、平成17年4月8日に交わされた確認書に基づいて、その秋ごろに文化ホールの隣の用地が民間に売却され、11月ごろにマンションの計画が都市計画課のほうに出されて、平成18年3月1日に開発指導要綱に基づき、事前協議を開発している。一応、一覧表に私、これ3月議会のときにまとめて出したんですけど、初めて出したんですけど、字が小さくてみんなわからなかったということですので、もう一遍再度焼いてもらって、今、皆さんのところにお配りをしているんですけども、こういう形でこの一連の経過を見ますと、平成17年4月の確認書を交わしたということは、民間企業のマンション建設を容易にすることにつながっている。そして、7月27日に県に対して、この民間企業が建築確認申請を出したときには、市有地、隣の等価交換ですね、その隣の市有地1,500メートルを含めて、4,111.97平方メートルで申請が出された。そして、都市計画審議会でも近隣商業から商業に変更がされて、そのときに市有地を除いて、変更計画が出されるということ、これは3月議会でも質問をしましたが、そのときの答弁で、保育園の建設のためということでありました。そのときに民間に市の土

地をそういったきちっとした契約もせずに、承諾書だけでできるのかというふうに言ったときに、市長はそれはできないでしょうと、そういうふうなご答弁だったというふうに思うんですけども、この承諾書をどのように決裁をされたのか、これも我々は知らない部分でありますので、いつ申請が出されて、どういう形で決裁がされたのか、ご答弁をお願いします。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） この土地と、いわゆる開発の関係をもう少し詳細に述べさせていただいたらなと思います。まず、平成9年5月30日に駅前開発整備事業にかかわる確認書を交わしております。平成9年5月30日、この第7条の中に、これは当然、当時の野洲町長と湖南開発事業団、これは当然理事長でございますけれども、アサヒビールとアサヒビールモルトの両社長名で覚書を、確認書を交わしております。この中に、第7条に用途地域指定の変更というのが交わされております。その内容を見ますと、野洲町はアサヒビール株式会社、及びアサヒビールモルト株式会社の所有する野洲駅前の土地に係る都市計画法上の用途地域指定の見直しについて、これら2社と協議を行い、野洲駅前の開発計画の内容は明確になり次第、ただちに協議結果に従って、用途地域指定の申請を滋賀県知事に申請するという旨がこれは交わされております。これはまぎれもない事実でございますので。

そして、この用途地域の変更の経過といたしまして、これはまずこれは駅西側のマンションの話をしておられますけれども、駅東側のマンションが当時建設の話がございました。これは平成6年10月でございますけれども、このときに近隣商業、住居系から商業用に用途を変更させていただいているということでございます。当時の担当者の意見を聞きますと、この野洲駅の西側も同じように一体的に高度利用を図る目的で、いわゆる関係機関、県と協議を実際に行いました。しかしながら、この具体的な計画がないことから見送らざるを得なかったという経過がございます。

そして、平成17年4月14日にアサヒビールとの先ほど申しました確認書を締結をさせていただきました。その中の主としては、いわゆる駅前開発については、民間開発に委ねることにしようという形で、野並議員さんの意見によりますと、議会には報告をしておりますけれども、双方の合意が成立をしたという形で、先ほどございました、5月にはアサヒからCにブロックの購入打診をしたと。で、7月ですか、市としましては、今のところ購入しない旨を回答したと。この平成17年秋ごろに当然民間に売買をされた、入

札をされた。当然この平成9年5月30日のこれはだれに対しても、ある程度この計画が具体化した以上は、この用途地域の変更を行うという旨の協議が成立しておりますので、それに基づいて、当時の担当としましては、関係機関と協議をさせていただいたという経過がございます。それはちょっと今の経過でございますけれども、ただその点でございますけれども、それにつきましては、承諾書の経過につきましては、本年3月議会にお答えをさせていただいたとおりで、その決裁につきましては、担当課が起案をいたしまして、市長決裁を得て承諾をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○10番（野並享子君） 今この平成9年5月30日の確認書の締結、この文章も議会としては知らないんです。我々聞いてたのは、さっき言うたように、変形的な土地の交換をするということは知っております。聞いておりました。けども、この第7条で用途指定の変更を申請するところまで、この確認書で交わしているというのは、その確認書を見て初めて知ったというのが現状なんです。だから、本当に議員の知らないままにすべての確認書が取り交わされて、現在に至っているというのが現状なんです。

こういうふうな形で物事が進んでおりまして、担当課が起案をして、市長の公印が押されているわけですね。私、情報公開の請求をしましたが、企業名がある関係で、その企業の了解を得なければ公開できないという、そういうのをきのう返答していただいたんです。企業名が書いてあろうとなかろうと、今おっしゃった市長の決裁ということですから、この報知新聞では、ここでは担当課が勝手にやったんだろうと。いやいや、市長の判子が押してますよという記者の質問に対して、それが事実ならば捺印したのかもしれない。ここの1,500平方メートルの土地を入れることに対しては、担当者が業者に配慮したのだらうというふうな、そういうことを、これは報知新聞で発言をされているんですけども、この問題に対しては、本当にこれはちょっと、職員に対しても、今おっしゃったように起案はしたけども、勝手にやったのではなくて、市長の決裁ということですよ。この報知新聞での前市長の発言でなく、市長は知っての上での内容だったということですよ。もう一度確認したいと思います。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 当然、当時の決裁で当時の市長が押印をしておられるということでございますので、ご承知をした上で押印をされたものというふうに私は解釈を

しております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○10番（野並享子君） この部分で、そしたら新聞報道ですから、だれがこんなことをしてへんと言うのかどうかは、行政サイドやというふうには思いますけれども、この当時の職員、だれやということが、過去をさかのぼればわかるような状況になっていると思いますので。

次に、この確認書でマンションが建設されて、保育園が1階、2階につくられたということなんですけども、ここに保育園を建設したいというのは、マンションの業者が建設をしたいというふうな形でされたのか、それとも市がマンションを建てるんだったら、保育園を入れてほしいというふうな形で言われたのか、それはどちらなんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 当時の状況を確認させていただきましたところ、やはり市から決して持ち上がった話ではございません。アサヒさんが入札をされたときには、そういった、少しでも市の政策、施策に貢献できるような業者を選定していきたいという市側の申し出もございましたので、そういった点も踏まえて入札をされたというふうに承っておりますので、そういうことからしても、やはり業者のほうからそういった申し出があったものというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○10番（野並享子君） アサヒは入札のときに、市に貢献できる業者にということですが、そうするとアサヒはそのとき保育園をつくるとかいうふうなことなどは入っていたか入っていないかはわかりませんよね。行政に関係なく物事が進められていたとするならば。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 具体的に保育園を建設するかというのは、そこまで確認をしておりません。恐らく私の当時の担当者も含めて推測をしますと、そういった一定の市の貢献施策という判断水準の中に保育園が含まれていたものであろうということでございますので、実際にそこにつきましては確認したものではありません。

当時としては確認されておられないというような状況でございます。後ほどにわかったことでございますので。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○10番（野並享子君） 時間をこればかりにとっておられないんですけど。

今、聞いてますと、今ここにおられる方々、当時それに携わっておられない人が多くおられます。この確認書が交わされた当時の市長とか、職員とかまたその関係者にきちっと事情を聞く必要があるかと思うんですけれども、市長、見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 過去のことをその当時の当事者、現在職員でない者に聞くかどうかについては、内部で調査をして、今、過去の経緯をご紹介しますけれども、現時点ではその必要性はないと。市として聞く必要性はないと考えております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○10番（野並享子君） 私は聞く必要があるかと思imasので、どういう形にしてもこの人が言った、言ってない。この報知新聞でも、担当者が配慮した、そうじゃない、そういうふうな状況ですから、きちっとどっちが本当のことを言っているのかという意味では、当事者にきちっと話を聞く必要があるかと思imas。話の食い違いになっているということは市長、おわかりですよ。お聞きします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 報道ですから、先般も昨日ご質問いただきましたごみ処理ですが、国の方針に反すると書いてあったので、県を通じて職員と一緒に出向かせて、国の方針に反するのかわ確認させたら、そこまでは言ってないということでしたので、一々新聞の報道にめくじら立てて確認するようなものではないと思imasから、私が申し上げたように、この件に関しては9,300平米余りの土地を市民のためにどう活用するかというような手段として、恐らく過去のことを権限もなしに聞いたところで、どちらもつかないということでありますので、現時点では余り生産性がないので、先ほど申し上げたとおりを考えております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○10番（野並享子君） この確認書は本当に駅前開発そのものを大きく左右するような話でありますので、引き続ききちっとさせていきたいというふうに思imas。

2点目の乱開発を防ぐために景観条例の制定とまちづくりについて質問いたします。

まず、1点目は景観条例については、共産党議員団として、これまで何回も景観条例の制定を求めてきました。建築基準法に基づき、市街地にマンションがどんどん建設され、景観が大きく変わってきました。野洲市は歴史的な宝物がたくさんあります。市のシンボルである三上山、中山道、朝鮮人街道、祇王井川、三上神社、兵主大社、銅鐸などなど、

そして四季折々の営みがある田園や湖畔など、多くの宝物を後世に引き継いでいかなくはなりません。平成16年景観法が制定され、滋賀県も条例がつけられました。都市計画法に掲げる事項を景観法で規制することもできるようになり、デザイン、色、高さなど、周囲と合わない状況があれば、設計変更を勧告できます。滋賀県では、歴史街道として、旧東海道や旧中山道や朝鮮人街道など、また湖畔などが挙げられています。野洲市におきましても、歴史街道が旧中山道と朝鮮人街道とあり、この景観の保全も求められます。また、三上山は駅から徒歩で行ける山であり、近年、県外からの登山者も多数来られています。この三上山を眺望できる場所も限られてきました。このまま放置すれば、駅周辺の市街区域から三上山を眺望することはできなくなりますが、現在、景観条例制定のために、策定委員会が2年計画で始められましたが、2年後でなく、緊急に景観条例の制定をすべきだと考えますが、見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、「乱開発を防ぐために景観条例の制定とまちづくりについて」のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の景観条例の制定についてでございますが、ご承知のとおり、本市では、地域の特性に応じたきめ細かな景観まちづくりを進めるに当たりまして、景観の現状を把握し、景観形成の目標、方針等を討議し、景観計画や景観条例等の内容について検討いたします「野洲市の景観を考える委員会」を設置したところでございます。

今後、これらの内容を検討していくに当たっては、当委員会における議論はもちろんのこと、直接制限を受ける市民との合意形成も図りながら、開発行為と景観施策をどのように調和させていくかも踏まえまして、市民と、また議会においても議論する必要があると考えております。

ご指摘いただきました歴史街道の景観に関しましては、街道そのものだけでなく、沿道の建築物等につきましても、その形態や意匠等についての方針や基準を定める必要があると考えております。

また、三上山の眺望景観に関しましては、市民が特に望む視点を抽出した上で、建築物等の高さや形態等についての方針や基準を定める必要があると考えております。

これら以外にも、田園景観・河川景観の保全、屋外広告物の規制など、多くの調査・検討が必要であると考えられ、結果といたしまして2年程度の期間を要すると判断したものでございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○10番（野並享子君） いろいろ策定をしなければならない。この景観条例は、もっと以前からつくれ、つくれ、つくれと言ってきたんですよね。本当にもっと早くスタートしていれば、もう今ごろでき上がっていたと思いますが、やるやると言っておられて、ここまできての状況で、ちょっと遅きに失したという状況になってきているのではないかと、うふうに思います。

2点目、駅前まちづくりについて質問したいと思います。野洲市都市計画マスタープランにおいて、野洲駅周辺においては、土地の高度利用により、都市機能の整備、集積を図るとなっています。土地利用方針でも、野洲駅南口において、地域や事業者との協働のもと、周辺の景観、日照等に配慮しつつ、一定の高さの建物を許容し、駅前整備とあわせ高度利用等を検討するとなっています。アサヒビールの土地を市が購入しないならば、1年後には民間に売却される状況になってきており、これまでと様子が変わり、駅前に高層マンションの建設がされる可能性が明らかになってきました。このような景観の中で、今後のまちづくりとして市はどのように考えているのか、見解を求めたいと思います。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、駅前まちづくりに関します、今後のまちづくりはどうかという点でございますけれども、去る11月12日のアサヒビールからの回答に基づきまして、市民が期待する賑わいと潤いのある駅前空間の創造に必要な土地利用構想を市民の意見を聞きながら早急に策定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○10番（野並享子君） 計画を早急に策定をしていくと、賑わいと潤いがあるという、そういうことですが、アサヒビールの土地ですよね。買わなければ、あそこは民間開発という形でマンションが建設されるだろうというのが、大方の皆さんの声なんです。もしあそこに容積率400%ということですから、マンションが建設がされたら、何階建てまで建てられる状況になるのでしょうか。そして、またそういった高層マンションというのはふさわしいと思われるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 最高何階建てまでが建築可能かということにつきまして

は、一概には言えません。一般的には、建ぺい率、いわゆる建築面積、建坪の敷地面積に対する割合でございますとか、容積率、建築の延べ面積の敷地面積に対する割合によって建築物の階層が決定いたしますし、アサヒの所有地は商業地域でありますことから道路斜線、隣地斜線という規制もかかってくるわけでございます。

あえて言うなら、付近のマンションと同規模程度、14階、40メートルぐらいではないかというふうに考えておりますが、駅前にマンションがふさわしいかどうかを考える前に、マンション以外に何が考えられるかということだと思っております。都市計画マスタープランでは、多くの人々が暮らし、訪れ、活動する地域で、行政、文化、商業・業務・サービス、居住及びこれらが複合した機能の配置と更なる充実を図るとされておりまして、周辺の景観等に配慮しつつ、地域や事業者との協働のもと土地の高度利用、高さだけでなく多彩な土地利用も含めまして必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○10番（野並享子君） 野洲駅のロータリーって、すごく狭いんですね。広いロータリーならば、そんな圧迫感はないかもしれませんが、あれだけの狭い狭いところに、壁みたいに、あの敷地にドーンと14階建てが建ったとしたら、すごく駅をおりたときの圧迫感というのは大きいと思います。だから、高さの高度利用という、マスタープランにおいてはそうなってますので、けどもその高度利用というところが、14階までの高度利用をよしとされるのか、賑わい、潤いという形で策定をする。この土地そのものが開発を入れる場合において、3点目に出してますように、南口のロータリーを今後のまちづくりとしてもっと広げていく、緑地としても広げていく、そういうようなスペースが求められているのではないかというふうに思うんですけども、そういうあたりの検討はされているんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 南口の駅前広場につきましては、先ほど申し上げましたDブロックを取得させていただきました。そうしたことから、現在市が所有している土地の中で、あくまでも利活用を図って、諸課題を解決するために計画を提示させていただいたもので、計画しております野洲駅の南口駅前広場は約6,000平米の広さがございます。この近隣で比較してみますと、南草津駅の東口の6,200平米、草津駅東口で5,900平米、同規模でございます。将来においても、交通結節点としての機能並びに都

市の広場機能のある程度果たせるものと考えておるところでございます。また、緑地を十分に配置することは、環境面からも当然考慮すべきこととございまして、今回の計画では、目標といたしまして緑化率10%以上を掲げておりまして、景観面、また環境面においても配慮していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○10番（野並享子君） 今まで、この野洲駅前の計画は何回も何回もコンサルが描いた絵を私らは見てきたんですけれども、道路もできて、土地が分断をされてきております。そうした中で、野洲駅を今現在利用されておられる方々、通勤、通学の方々も来て、車をおりて、駅を上がって、帰るのにまた車に乗ってぴゅうっと帰られる、迎えに来てこれらの方のところに乗ってぴゅうっと帰られるというふうな形で、あそこで人が滞留できるというような、そういう遊びのスペースがないんですね。いろんな意味で、人が滞留できる遊びのスペースが必要ではないかというふうに思うんですけども、駅前のこの第1点目で質問しました駅前のこの開発については、今後策定をしていくということをおっしゃいましたけども、そういった、人が滞留できるような、そういう部分も含めて、考えておられるのかどうか。商業施設も含め、いろんな公共施設の貼りつけも含め、というふうな、そういった観点の開発の計画がされているのかどうかお伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 駅前広場をあわせた駅前の関係でございますが、まず駅前広場につきましては、先ほども申し上げましたとおり、現在、市が所有する土地を活用し、利便性を図っていきたいというふうに考えております。

駅前広場は、鉄道と人との結節点で市民、利用者が安全に利用できることを第一に考えておりまして、その中で、駅前のにぎわい、例えばイベントや物産展なども今後検討できればと考えますし、駅前整備計画につきましても、そういった点も盛り込ませていただいているところでございます。

駅前で人が滞留できる遊びのスペースは、今回、特に具体的には計画していませんが、駅前のにぎわいについては、整備計画のコンセプトの一つでございます、これに掲げておりまして、具体的には、自家用自動車の乗降場の設置や30分間は無料とする駐車場の設置、バスプールの設置等を計画しているところでございます。また、「野洲駅南口駅前広場整備計画」のもととなります「野洲駅中心市街地整備計画」におきまして、中心市街地に

憩いのスペースがないことから、南口駅前広場の交番裏にあります市の所有地を公園として整備する予定をいたしておりますので、駅前広場にも隣接し、市民の方々が待ち合わせや滞留ができ、心やすらぐ空間ができるように今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○10番（野並享子君） 今、言われた部分に関しましては、アサヒビールの土地そのものに対しては、全く入ってない計画策定ですね。この買うか買わないかということが求められているんですけども、仮に買うとした場合、こういうふうな計画を策定するかというふうなこと、今何か聞いているとことではないような感じがするんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 野洲駅前広場を中心にお答えをさせていただきます。当然アサヒビールの土地につきましては、今後1年間、約半年かけて、その利用構想と申しますか、そういうものを策定して、いわゆる市民が求めている駅前空間の創造に必要な土地利用構想を描きだしていきたい、そのやりました意見を、市民なり議会のほうにお諮りをさせていただいて、そして最終の判断をしていきたいというふうに考えておりますので、その中で土地利用構想の中でそういったものも描き出せばなと思っておりますけれども、そういうものを踏まえまして、最終的には議会のほうにも提案をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○10番（野並享子君） そうすると、私、一番最後に質問を出しているんですけども、今回、都市計画のマスタープランそのものを見直して、高度利用でなく、高さ制限を加えて、落ちつきのあるまちづくりを求めていくということが、一番野洲らしい駅前、どこにでも駅をおりた途端に15階、20階建てのマンションが建っているという、栗東におりたのかどこにおりたのかわかんぐらい同じような風景があるというのではなくて、野洲駅、今おりたらやはり三上山も見えますしね、滋賀銀行がちょっと高過ぎるな、あれをもう1階下げささなあかんというぐらい、野洲駅をおりたときに思うんです。ですから、また文化ホールのところからも三上山がぼん見えてます。ですから、ここの前はやっぱり三上山が文化ホール、文化のまちとして三上山がここからは見えたほうがいだろうな

と。眺望点として必要なポイントがあろうかと思うんですけども、そういった意味においてマスタープランそのものが高度利用を検討するというふうな形になっておりますので、ある一定の高さを容認しという形になっておりますので、そうじゃなくて、私はあそこは今規制をかけていくべきだというふうに思っておりますが、マスタープランそのものの見直しについてはどうなんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 都市計画マスタープランの見直しはどうかという点でございますけれども、都市計画マスタープランにつきましては、野洲市の都市計画に関する基本的な方針を示したものでございまして、決して規制をすることはできないということになります。

また、その方針を安易に変更するべきではないというふうに考えておりました、今後は景観等を配慮しながら、駅の利便性を図る商業的な高度利用は必要ではあるというふうには考えておるところであります。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○10番（野並享子君） 今の答弁では、やはり14階建てのマンションが存在することになりますね。市長、最後に野洲駅におり立って、線路側の両サイドにマンションがあるのは、あんまり圧迫感はないのですけども、駅におり立って、三上山が全部消えてしまうような14階建てのマンションも建つという、そういう景観についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） お答えをいたします。

マンションが建つとか建たないというよりは、やはり野洲駅のあり方をどうするかということで、どうも野並議員のほうは過去のご存じいただいていると思うんですけど、先ほどの景観の問題もそうでした、私は議会から言われたり、市民団体から言われるだけではなしに、みずから野洲市の景観は当初から大事だと思っておりますから、早く手をつけたかった。ただ、ご存じのように余りにも課題が多過ぎる。これ以上、職員に仕事をさせればつぶれるぐらいの状態です。今でもかなり厳しいです。いっぱい仕事を抱えて。仕方がないので、満を持して、今回委員会を立ち上げさせていただいて、最終的には条例まで持っていければというふうに思っております。その中で野洲駅の景観も一緒にやっていきたい。だから、マンションか建つとか建たないという個別のパーツで物事を考えるよ

りは、大きな制度から攻めていきたいと思っておりますし、今、ご質問のアサヒビールの土地については、幸い、十分とは言えないけれども、1年間時間がありますから、その中で議論していったらいいと思っております。

それと、都市計画マスタープラン、安易に変えるものでないというか、変えないというものではないのですが、そもそもマスタープランと、先ほど部長が説明していました、平成9年前後の動きとが全然合っていないわけですね。それに対して、議会で報告があったとかなかったとか、私が聞かないと言ったは、あえて申し上げますと建ってからどういうことを言われたのか、建ってからどういうことを善後策としても議会としても野並議員がどうされたか、そういうこともありますから、過去のことよりは速やかに、ゆっくり景観制度をやろうしているわけでもないですし、可能な制限の制度もつくりたいと思っておりますが、やはり市民、専門家、議会の意見を十分尽くして、将来の野洲の発展と景観のための制度をつくってきた中で、マンションがいいのか、何がいいのかということを考えていると思っております。

それと、今の野洲駅の整備計画、これは現在持っている土地の中で最大限機能的にといいことで考えていまして、これも昨年から動かしている計画です。それをとめて、アサヒビールの土地の活用と一緒にしてしまうと、今、野並議員が批判されたように、また計画がとまって絵をかき直すということになりますし、あの計画はあの計画、私はある時点までは、今年の夏までは、アサヒさんが独自に万が一何かされたりしても、整合性がとれるような含みを持たせながら、今の計画を立ててますから、そこは現状も変わってない。市が何らかの活用をするにしても、今の野洲駅の当面の整備計画と整合性はとれると思っておりますので、すべて情報を、検討過程を公開いたしますので、今後もぜひ積極的に前向きにご参加、ご意見を賜りますことをお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○10番（野並享子君） いいまちにしていきたいというふうに、我々の今、責任がある立場やというふうに思います。物はつくってしまったら、本当に50年、100年、壊すこともできません。本当に我々が死んでからの話になるのを責任を持たなくてはならない、そういう部分だというふうに思っておりますので、景観に関しましても、本当に乱開発を許さないことをしていきたいと思っております。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第11号、第12番、田中良隆君。

○12番（田中良隆君） 12番、田中良隆でございます。野並議員のハードな重い質問

の後ですが、私はソフトな質問をしたいと思います。きちっとあいさつというそんなテーマで質問をさせていただきます。

市民の行政に対する要望は多種多様であり、そのコストを考えると大変なものになります。しかし、住民要望は多種多様でも、間違いなくすべての住民が望んでいることがあります。それは職員の愛想をよくしてほしい。きちっとあいさつを、きちっと対応をしてほしいということであります。これは私が平成17年9月の議会で一般質問をした文書の冒頭の部分です。まだそのときは、合併してまだ1年がたっていないときで、職員も野洲と中主とそれぞれ十分に知らない人もたくさんいたという、そんなときでした。当時の川尻助役はその答弁で、できていないという実態を認めた上で、今後部長会や総合調整会議において、あいさつの励行を確認し、各所属で管理職を筆頭に実践しますという、そんな答弁をされております。

あれから5年私も、ああ、みんなきちりあいさつできてるなとそう思っておりましたら、こんな質問はしないわけですけども、どうもそうはなっていないと感じる場面をよく見かけます。そんなことでまた同じような質問をしてしまいました。あいさつはコストのかからない行政サービスです。今、実施している財政集中改革プランのベースになるべきだと思っております。あいさつの今現在の現状をどう認識されているかを質問をします。また、市民からあいさつや接遇に関する批判や、あるいはご意見はないのか、職員マナー研修などはどうされているのか。合併後6年たちました。職員同志のコミュニケーションはうまくいってるのか、その辺について質問をいたします。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（岡野 勉君） それでは、田中議員のご質問にお答えをしたいと思います。

1点目の議員から5年前にご指摘をいただいた現状はどうかということですが、あいさつ励行については、その改善を図るため先ほど議員からの話もありましたとおり、部長会等の会議を通じまして、各所属において管理職を筆頭に実践していくよう指導してまいりました。また、平成17年12月には、さわやかなあいさつに努めます。速やかな行政サービスに努めます。細やかな心配りに努めますということで、さわやか、速やか、細やかマナーアップ宣言をいたしまして、職場単位で接遇改善に向けた目標も設定をしながら、職員の接遇力の向上に努めてきたところでございます。

2点目の職員の接遇に係ります市民皆様からの批判やあるいはご意見はないかというご質問ですが、平成20年に来庁者に対して職員対応アンケート調査を実施しました

が、その中であいさつを受けているが8割、また説明や事務処理についても7割近くの方からわかりやすく、迅速であったとのお答えをいただいたところであります。また、市長への手紙で、接遇に関するものをちょうだいすることもしありますが、お褒めの言葉をいただくこともある一方、残念ながらいまだに事務的な対応で市民目線に欠けている等の指摘もいただくこともございます。

3点目の職員マナー研修などはどうしているのかというご質問でございます。あいさつを初めとする声かけや、市民の立場に立った対応について、職員一人一人が実践へと結びつくよう、研修計画に基づきまして、各所属単位で毎年必須のテーマとして実施していただいているところでございます。

4点目の職員同志のコミュニケーションはどうかというご質問でございますが、合併後6年が経過いたしました。現在では旧町意識も薄れ、野洲市職員として一体感が醸成できてきたものと認識をいたしておるところでございます。今後も市民の皆様が満足していただける対応ができるよう、取り組んでまいりたいと考えております。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（立入三千男君） 田中良隆議員。

○12番（田中良隆君） それでは、再質問をします。今の答弁で、アンケートの結果あいさつができてるといのが8割、きちっとわかりやすく対応してもらったのが7割ということは、2割があいさつができていない、3割がきちっとできていないということになるわけですが、私が17年9月にこの質問をして、その二、三カ月後にそのさわやか、速やか、細やかマナーアップ宣言をしたということですが、それはあくまでその手段でありまして、私が質問したのは、前回の質問から5年たって、あの当時と比べてマナーがよくなったと感じておられるんですか、どうですかという、非常によくなったと感じておられるのか、その辺余り変わってないと感じておられるのか、その辺をどうかというお尋ねをしております。

また、今、話がありました、マナーアップ宣言につきまして、実際に全部の職員がそれを十分理解して、あるいは意識を持って実践しているのかということもお尋ねしておきたいと思います。各職場での目標設定をしているということですが、いつまでにどんなふうにするとか、目標でしたら恐らくはそういうことがあるかと思いますが、各職場でということですから、例えば総務課ではどうですか、税務課では具体的にどういう目標があるん

ですかという、そういうのを幾つか例を挙げて答えていただきたいと思います。ここにいる幹部職員の皆さんは当然さわやか、速やか、細やかマナーアップ宣言というのは当然ご存じだし、また当然それを実践されてるとは思いますが、この議会休憩で2階へおりて、あるいは1階へおりて、職員に普通によく知ってるかと聞いたら、みんなそんなもん当然のようにして知ってると言うのか、認識を持ってるのか、その辺もあわせて質問したいと思います。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（岡野 勉君） それでは、再質問にお答えしたいと思います。

先ほど答弁で抜けておったと思うんですけど、実際5年間で職員がどう変わってきたかと。よくなったか、あるいはどのくらいよくなったのかというご質問だと思います。マナーアップ宣言以降につきまして、当然各職場で実践していただくと。そして、各個人でチェックしていただくということで、チェックリストもつくって、そのときに宣言と同時につくっております。それと、朝礼時あるいは終礼時にそのチェック内容の反省等も踏まえまして、職場での会議での確認等、職員全体で共通認識といいますか、そういうことにも努めてきたところでございます。

平成20年に実施いたしました市民調査では、接遇の改善が見受けられ、従前よりよくなってきているとは感じておりますが、市民からの市長への手紙等でございますが、やはりいまだに先ほども申し上げましたとおり、苦情をいただくという状況にもあります。やはり目標設定をしながらも、その取組が一部なおざりになっている面が見受けられるものと考えております。まだまだ改善すべきだと認識をいたしております。

それと、2点目としまして、マナーアップ宣言について、今現在職員みんなのものになっているか、意識しているのか、特に管理職はどうであるのかというようなご質問だと思います。先ほども申し上げましたとおり、市民からの市長への手紙等におきまして、まだ苦情をいただいている、あるいは意見をいただいている状況からしますと、やはり宣言をしながら職員の意識の中で、宣言の意義といいますか、そういうものが薄らいできているのではないかというふうに思いますので、いま一度職員全体、宣言の周知徹底といいますか、そういうことを行いまして、各職場で当然管理職を筆頭といたしまして、親しまれる役所づくりあるいは、心をこめた応対などを接遇向上に努めてまいる必要があるというふうに考えております。多分聞いていただいてもなかなかマナーアップ宣言のさわやか、速やか、細やかというのがすべて出てくるとは言い切れません。そういうことですので、そ

の分今後徹底してまいりたいというふうに思います。

それと、目標設定のそれぞれ例を挙げていただきまして、総務課、税務課の目標設定はどうかというご質問だと思うんですけども、この目標設定をするときに、総務課から通知を出しておるんですけども、やはり簡単なことでもいい。今できてないことを挙げていただきたいということで、もう当たり前のことかもしれませんが、そういう目標設定が多くあります。総務課につきましては、庁舎を訪れるすべての方々に、おはようございます、こんにちほのあいさつを励行する。電話での対応を早くし、所属氏名を名乗る。また、3回以上ベルが鳴った場合はお待たせしましたを冒頭に申し上げるという当たり前のことですが、そういうことを目標設定といたしております。また、税務課では、来庁者の思いを受けとめて、住民の立場に立った市民の立場に立った対応をする。そして、あいさつの励行、またほかの課に、税務課以外に用事のある方については、あちらですとかという声かけだけではなく、その課まで案内するといった目標設定をいただいたところでございます。

以上、再質問の答弁といたします。

○議長（立入三千男君） 田中良隆議員。

○12番（田中良隆君） ありがとうございます。これから努めていっていただきたいと思います。あいさつは頭でわかっている、ふだんいつも自分から口に出して声に出してやってないと、できないものだと思います。それは市役所の職場だけではなくて、やっぱり家庭の中でも全員がいつもそういうような癖がついている人は、私どもの会社でも十数人社員を見てますと、それがはっきりわかるわけですが、絶えず家でもあいさつできる人はどこへ行ってもあいさつできます。やっぱりそういう習慣をつけるようにしてほしいと思いますし、あるいは今、総務課でおはようございますとかこんにちほとかいう、その辺の発声練習なり、そういうことを毎日することが一番近道だと思います。

先ほど、議員の皆さんもさわやか、速やか、細やか宣言というのはあまり、昔広報に載ったことがあるんですかね。多分忘れてられると思いますし、この当時の議員というのは恐らく半数以下だと思いますから、非常にいいことが書いてます。紹介しておきます。私たち野洲市職員は、住民の皆さんに親しまれる役所づくりに努めます。心を込めた対応でよりスムーズなコミュニケーション、意思疎通に努めます。住民の皆さんとのよりよい関係を保つため、迅速で親切な事務処理に努めます。平成17年12月付の宣言です。

中身を全部紹介するわけやないんですが、一部ポイントを紹介しますと、私たち公務員

は全体の奉仕者として、住民の理解、信頼、協力を得ながら、職務を円滑に行っていかなければなりません。そのためには一人一人の職員が担当する仕事をきちんと行うことはもちろん、住民への適切な応接対応が何よりも大切です。ずっと中を抜かしまして、今、私たち職員は業務を遂行していく上で、住民とのよりよい関係、応接態度の向上が強く求められています。これらを再認識、再確認、総点検し、職員の意識改革を進めるために野洲市役所はさわやか、速やか、細やか宣言を発信しますということで、この宣言を受け、職員のあいさつ、身だしなみ、言葉づかい、態度、説明、事務処理時間などについて、職員みずからが考え、向上、実践していくこととします。職員一人一人が相手の立場に立って、どうすればよいかを考える喚起として、すべての職員が心を込めたサービスの提供を身につけることを最大の目的としますと。こういうような内容の宣言でございます。すばらしい内容が書いてありますので、ぜひとももう一度認識してやっていただきたいと思います。

あいさつは心をつなぐ合言葉、これは北野小学校の西側のフェンスに看板に大きく書いてある文字です。あそこを通るたびになるほどなと思って、私もいつも心がけないかなと思ってはるわけですが、私も含め、議員も職員の皆様方もそういうことを常に意識して、職務に励んでいただきたいと思います。そんなことで私の思いも少し述べましたが、市長、それに関して何かコメントがありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中議員のあいさつに関する感想、所見ということですので、簡単に述べさせていただきますと、結論から言いますと、今の田中議員のご指摘、ご提案に全く大賛成です。私も日ごろから、あいさつができれば仕事の半ばは終わっている。あるいは、あいさつから習い始めるのは、言葉が簡単だからというだけでなく、一番重要な言葉だからあいさつから習うんですよということを申し上げてまして、あいさつの重要性というのは、一般に思われている以上に大切だと思っています。人間と人間の関係の切り結びのとっかかりです。

昨日も朝早くから、人権擁護委員の方たちと一緒に人権週間の駅頭での啓発をしましたが、まさに同じぐらいの比率で、こちらから声をかけて、さわやかにあいさつを返しながら物を受け取っていただく方と、何割かは認識をしていただけない、何か物が立っておると違うかなみたいに通っていかれる方がおられます。これはまさに社会の縮図で、市役所も多分普通にいけば同じぐらいの比率なんだろうが、やっぱり市役所の場合は、プロとして市民のためにお仕事をしているわけですから、先ほど申し上げましたように、す

すべての職員がさわやかなあいさつから仕事を始めるというふうに行きたいと思っています。状況は、私の感想、あるいは市民からお手紙、そして声をかけていただいている中からみますと、悪くはなっていない、いいほうに向かっているかなと思いますので、また叱咤激励いただくとともに、こちらも研さんをいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 暫時、休憩いたします。再開は午後２時３０分再開いたします。

（午後 ２時１４分 休憩）

（午後 ２時３０分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、通告第１２号、第１番、太田健一君。

○１番（太田健一君） １番、太田健一です。よろしくお願いいたします。野洲市の開発と街づくりのビジョンについて質問させていただきます。

本年度より都市基盤整備特別委員会も始まり、駅前開発や問題となっているアサヒビールの土地など、街全体の今後の開発やビジョンを明確にしていく必要性を強く感じ、何点かに分けて質問をしていきたいと思っています。

まずは、私自身が暮らす近江富士団地の住民の方々からも多くの声を聞いていますので、三上学区の今後のビジョンを市としてどういうふうにとらえておられるのかの見解をお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 太田議員の野洲市の開発と街づくりのビジョンについてのご質問でございます。

第１点目の三上学区の今後のビジョンについてというご質問でございますが、三上学区は三上山や野洲川に代表される豊かな自然と優良な農地に恵まれたお米のおいしい地域でございます。その地域に住む住民の皆さんがどのような地域のあり方を望まれるのか、住めば都という言葉もございますが、まずはそこが基本であり一番大切なことだと思います。その上で、自然環境や優良農地といった現状の地域資源を保全活用した独自の街づくりを探っていくことがこれからの時代では肝要ではないかと考えています。

それから、一方、地域の活性化や交通渋滞の解消といった視点に沿って考えてみますと、国道８号バイパスの早期完成が一定の効果をもたらすという期待をしておりますが、これにつきましてはまだまだ時間が要する情勢でもございます。そのため、この地域を通過を

いたしますもう一つの国道幹線でございます名神高速道路の地の利を活用した対策も今後のビジョンとして考えていく必要があると思います。具体的に申し上げますと、スマートインターチェンジの設置が想定されますが、ただ、市内にはパーキングエリアあるいはサービスエリアといった一般道への接続施設がございませんので、野洲市単独での実現が難しい、広域的な連携を図るためにも今後近隣の、例えば湖南市との協議は必要になってくるものと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） これまで、滋賀交通のバス減便問題から始まって循環バスや都市計画税などの問題をさまざまと取り上げてきましたが、地域の住民の中からは、一体、市が、現在のこれからの三上学区のビジョンをどんなふうに考えているのかというのが全然わからない、そこを知りたいというような、根本的な疑問、声を強く言っておられます。これまでは、近江富士団地であるような住宅地で、農業地域であります近江富士団地のお隣の工業区域もという感じで開発はされてきたんですけど、それをどうしていきたいのかというようなことを知りたいという声が強くありました。今はさまざまなビジョンをお聞きしましたので、またそれも住民の方々とも報告していろいろともに考えていきたいとは思っております。ご存じのとおり、野洲市は中心街に人口が集中しております、駅前から遠く離れるにしたがって高齢化や過疎化がどこも進んでいます。この三上学区も例外ではなくて、近江富士団地なども高齢化による病院や買い物等へのアクセスの悪さ、県道の渋滞の問題など、本当に生活する人々には今後の不安が大きく膨れ上がっています。そういったようなさまざまな観点からも、これからの明確なものを考えていき地域住民に対して明らかな方向性を示していく必要があるのではないかと思います、何点かに分けてまた問題点を質問していきます。

まず、道路についてですが、今も8号線バイパスの話など出してもらったんですけど、現在、南桜から8号線につながる県道の朝夕の渋滞というのは、これはこれまでも問題視されてきましたが、お隣の湖南市のバイパスができてから、さらに交通量が増えてきています。要するに、市外からの車の通勤、通学等に地域住民が被害を受けているような実態です。さらに、今年の夏に竜王のアウトレットがオープンして以来、オープン当初よりはさすがに多少ましにはなっていますが、これまでなかった土日でも渋滞が起きているというような厳しい現状となっておりますが、打開策のほうは検討されておられるのかどうかを

お聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、太田議員の国道に接続しず道路渋滞に関するご質問について回答させていただきます。

南桜から国道8号につながる主要地方道野洲・甲西線の渋滞緩和対策につきましては、道路管理者であります滋賀県に対し、整備の要望を続けているところでございますが、県では、交差点改良だけではなく抜本的な渋滞緩和対策にならないことを根本的には国道8号の渋滞が原因との見解であります。野洲・湖西線を初め、市内の道路渋滞は国道8号の渋滞と関連するものが多く、市といたしましても国道8号野洲・栗東バイパスの道路の整備の必要性を痛感しておるところでございます。今後とも滋賀国道事務所はもちろんのこと滋賀県、そして野洲市と連携を強化し、地元の方々との理解を得ながら早期の事業化に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 本当に今おっしゃられたとおり、8号線というのは大きなネックとなっているわけですけど。この道路渋滞の問題はこれから近江富士団地や北桜、南桜に暮らそうと考える若い世代の方々にとっても通勤や通学などの大きな障害となって暮らしに不便さを感じて敬遠されてしまう一つの大きな要因になってしまうと思います。そして、同じようにスーパーマーケットがもう大分前ですがなくなり、買い物をするのも駅前のアルプラや菩提寺の平和堂、市外のお店へ通わなければならないような現状であります。高齢者の方々からは車を運転しているあいだはまだ何とかなるけど、免許を返上してからが本当に不安だというような声をたくさん聞いております。そういった点についてどのようにお考えかをお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 3点目のご質問にお答えをいたしたいと思います。

現在国におきましては、車を使える者と使えない者の間に発生しております交通の格差社会を解消し高齢者の社会参加の機会を確保するため地域の公共交通ネットワークの維持、再生、活性化を図ること、また環境にやさしい交通手段に転換していくと同時に、交通網の充実が必要ということで交通基本法の制定と関連施策の充実に向けた取り組みが始まっております。本市におきましても、今後公共交通機関の利用実態調査をもとに、利用しや

すい運行ダイヤへの見直しや運賃の見直し、また住民による積極的な公共交通機関の利用促進等、地域、事業者、行政の三者協働の取り組みの輪を広げていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） この問題の解消は、先ほども言いましたけど、高齢者の買い物だけの問題だけではなく、やはり便利さを求めて駅前等の中心街に若い世代が一極一集中しているという現状の打開にもつながっていくと思います。

今、国のほうでも施策を考えていると、市としても実態調査やそれを行ってダイヤ改正など、料金のことなど考えていかなければならないというご答弁をいただきまして、バスに関して、公共交通に関してはまたこの後でもう一度聞かせてもらいますが。

若い世代にもっとこうした過疎地、今は例えばという話で近江富士団地の話をしてもらっていますが、近江富士団地などに住んでもらって地域の活性化を願うというのが今住んでいる住民の方々の願いでもあります。さらに、市内の住民が市外に出かけて買い物をするよりも、やはり地元の商店やスーパーなどで便利に買い物をされたほうが企業にとっても市の税収という面でもメリットはすごく大きいものになると思います。現状はよく聞くのは、本当に守山とか栗東のほうに買い物に行かれている人が多いというのを聞きます。やはり野洲などは行くのに不便だというような声をたくさん聞きます。例えば仮に三上学区そのものにスーパー等も充実、そういったものが望めないのであれば、さらに今のバスのダイヤのままで行かれるとした場合、例えば、これは以前バス問題の件でも提案しましたが、湖南市とのバスの相互乗り入れ、湖南市のほうには菩提寺の平和堂もありますし、そういったところに便利にアクセスできる方法だとか、そうした買い物等のアクセスの選択肢をふやすとか、最近よくテレビや新聞などでも注目されて取り上げられておりますような、過疎地への移動販売などを企業等に働きかけることはできないのかどうかを改めてお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） ただいまのご質問の中で、湖南市とのバスの相互乗り入れのご質問がございましたので、その件につきまして答弁させていただきます。

湖南市のコミュニティバスが本市内を運行するためには、まず運賃体系が本市と同じでなければ乗り入れは困難であります。また、相互乗り入れであれば、本市から湖南市への

乗り入れもしなければならなくなりますが、本市側のメリットはないものと考えます。さらに、仮に湖南省のコミュニティバスが野洲駅へ乗り入れることとなれば、現在、湖南省の北山台から野洲駅まで運行している民間路線バスと競合することとなり、赤字経営に陥っている民間路線バスの経営に大きな影響を与えることから、目下のところは考えておりません。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（竹内睦夫君） 移動販売の件につきまして、私のほうからご回答申し上げます。今、移動販売におきましては、先般矢野議員のときにもご回答申し上げましたとおり、おいで野洲まるかじり協議会によりまして現在4カ所で移動販売を行っていただいております。特に、近江富士地域におきましては桜橋会館において毎週火曜日から金曜日まで館内に仮設店舗を設置させていただきまして、地元の商品やその加工品などを販売しているところでございます。地元の要望や了解が得られるならばさらに移動販売箇所を拡充する等、対応してまいりたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○1番（太田健一君） 乗り入れに対してはさまざまな問題は確かにあると思います。また、この公共交通はこの後で関連して質問させていただきます。移動販売のほうも地元の要望があればということで、これからどんどんさらに増えていくと思いますので、そういった充実をお願いしていきたいと思います。

次の質問に移ります。これも先ほどの質問につながる地域住民の交通手段である公共交通についてなんですが。先日の全員協議会で、野洲市コミュニティバス調査結果の要旨資料ということで出されて、その集約結果や意見、要望にあるように、通勤や買い物、病院など市民の交通手段としての循環バスに対する意識がとても高いことを感じます。特に、目をしっかり通すと三上学区は滋賀交通のバス減便の問題もいろいろあったので意識が高く多くの要望がされているというのもこの中で特に目につきます。

その中で、このアンケート調査、地元要望等を踏まえての改善案として上がっていましたが、4コースとも改善案が出ていますが、その中でも今、三上学区について取り上げさせてもらったので、三上コースに関しては、朝の1便、早い便というのを1便増便ということで考えられているということで、これはとてもすばらしいものだと思います。今までなら8時45分発で野洲病院には間に合わないダイヤになっておりました。それが、7

時50分と1時間早い便で野洲病院前8時15分ということで、8時半まで受付だと思っ
んで、それに間に合うということで、これは本当に住民の方に喜ばれると思います。

ですが、前回の一般質問でも取り上げましたが、先ほども申し上げましたが、買い物
等でのアクセスの悪さというのが、あとこれは大きな課題だと思います。この改善案の中
ではアルプラ前の便に関しては何も変更がない状態です。この点について、買い物等を考
慮したバスのダイヤ改正というのは、今回この案を考えたときに検討されなかったかどう
かをお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） ただいまの買い物等を考慮したバスダイヤの改正検討につい
てのご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、コミュニティバスは1台のバスが朝から夕方まで同コースを何度も巡
回しておりますことから、できるだけ効率よく運行ダイヤを編成し、限られた予算の中で
運行する必要があります。三上コースにつきましては、昼間の時間帯を中心に3便から4
便の運行がありますが、買い物客等を中心に市内4コースの中では最も多い利用者数とな
っております。また、民間路線バスの運行と合わせてご利用いただきますと、ある程度の
利便性は保たれていると考えております。したがって、ご指摘のように買い物等を配
慮した昼間の時間帯の便数を増やすためには、バスの台数を増やす必要があり、さらなる
運行経費が必要となることから、困難と考えますので目下のところ検討はしておりません。

以上、答弁といたします。

○議長（立入三千男君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） この循環バスの運行は4月から新たになったばかりということも
あります。この買い物へのアクセスだけでなくさまざまな問題は多く含んでいると思いま
す。料金の問題や小型化による、車いすでは乗れなくなったこととか、まだまだ今後さら
に改善していくことが求められると思います。

先日、この全員協議会での説明の中で、交通事故防止目的で70歳以上の高齢者に対し
て運転免許返納した方々を対象とした市の支援を行うということをお聞きしました。具体
的には、循環バスの70歳以上で免許を返上された方に回数券2,000円分を5枚、一
回限り支給とするとのことでしたが、このこと自体はよいとしても、市として車をおり
高齢者を推奨することと同時に、やはり今、買い物等に関するダイヤ改正は今のところ何
も考えていないと言われておりましたが、公共交通の充実というのは、同時に行ってい

かなければならないと思います。これから10年後、20年後、今はまだ何とかなっている人も多い状況ですけど、本当に先のことを将来のことを考えると、大きな課題だと思います。

こういったケースは野洲市だけではなく、全国の地方自治体でも抱えている問題としてさまざまな改善策を行政だけでなく民間企業も取り組んでいることがテレビや新聞の報道などでも取り上げられています。その中でも、滋賀県下でも最近注目されているのが、平和堂のホームサポートサービスという、これはホームページにもありますし、こういったいろいろな資料があるんですけど、ホームサポートサービスというものが行われています。これはNHKでも先日放送されてさまざまな全国紙の新聞が取り上げて、全国的にも注目されてございます。ご存じの方も多いと思います。

これは、具体的にどういうことを行っているかということの説明させていただきますと、今年の9月から平和堂の彦根銀座店、これは1号店になります、が、買い物代行サービスを既に試行されておられまして、先月の11月から本格実施を行っているものです。具体的には年会費1,000円、1回105円で、会員顧客の注文した商品を自宅に届け、注文はインターネットを利用できない高齢者がいることを考慮し、電話やファックスでももちろんインターネットもオーケーらしいんですが、そういった形で受け付けるというものだそうです。商品を自宅に届けた際に精算するというシステムで、お店で直接買いに来られて買った買い物の荷物が重たいものを、そのまま家にまで宅配するサービスも行っているということでございます。

この事業のうたい文句として平和堂が掲げているのが、近年、少子高齢化や地域コミュニケーションの希薄化等の社会環境の変化により、毎日の生活で困っておられる方が増えています。特に、お年寄りの方、お体の不自由な方、また自宅介護や小さなお子さまがおられる方など、万一の場合にお困りの方が多く、地域とつながりの強い平和堂として何かお役に立つことができないかと考え、このたび平和堂ホームサポートサービスを実施することにいたしましたというようにあります。

前回の9月議会でバス問題を取り上げた際に、野洲のアルプラザなどに対して、行政だけでは対応しきれない点を働きかけるべきではないかという私の質問に対しての答弁では、企業としては経営に対する収益を重視しているであろうから、現実には非常に難しいと考えるとあって、働きかけは厳しいというようなご答弁でした。ですが、このように平和堂、民間企業が既に地域への貢献事業を現実に取り組み始めておられます。もちろん、企業側

として採算がとれる、とれないということもしっかりと見据えての取り組みではあると思いますが、企業の社会的責任を果たすという意味合いも大きく考えての事業だと考えています。

今のこの厳しい社会情勢の中では、物をつくれれば売れるような時代ではなく、やはり民間企業も単純にもうかる、もうからないだけでは生き残ってはいくことが厳しい時代です。地域住民との密接な信頼関係を築いていかなければ成り立っていかないような現状なのではないかと思っています。そういった意味では、地域の住民の願いやニーズにこたえようとする姿勢は、この野洲市の行政としても同じようなものではないかと思います。そうであればこそ、これこそ今、市と民間企業がともに野洲市民を支え合う協働の働きを生み出すことができるのではないかと思っています。

ということで、この平和堂のホームページにも対象地域は拡大、他店での実施も検討しているとありますが、平和堂に対して、野洲のアルプラザでサポートサービスの事業をやってもらえないかと、その実施を働きかけられないかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ただいまご質問の平和堂サポートサービスの件につきましては、平和堂本部経営企画部によりますと、平和堂彦根銀座店においてこの事業を手がけておられます。現在、サービスの検証をしながら彦根市内において順次エリアを拡大しているとのことでございます。

このサービスの提供をする店舗をふやすことにつきましては、店舗の一定エリア内で一定の会員世帯の確保が必要であることや、手数料の設定の問題、またサービス提供の曜日設定の検証など多くの課題がございますが、平和堂の地域貢献事業として今後も展開していく予定であるとのことでございます。

ご質問の事業展開に係る働きかけにつきましては、平和堂に対しまして本市の事情等を伝えるとともに、一日も早く対象店舗となるように働きかけてまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（立入三千男君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） 平和堂に対して働きかけていってもらえると、前向きにということだと思っんですけど、私自身も先日この銀座店に行ってまいりました。担当の方にお会いして、ちょっといろんな話を聞いてまいりました。実際、今やっていることは本当に地

域貢献ということが一番の軸にあって、採算がとれてない現状だそうです。それを、今後どんどん範囲を拡大して、とんとんにまでは持っていきたいというような考えであるけど、ちょっと厳しいかなと。ただ、先ほど言いました地域貢献、住民の皆さまのためにとという思いがあるので、広げていくことは考えていると言われておりました。

その中で、私自身も野洲市の現状を今お伝えしまして、野洲市で実際にやってもらえないのか、そういう方向で検討してもらえないのかというお話をしたところ、前向きな答えをいただきました。具体的に、野洲と銀座店では状況が全然違うので、同じようなやり方では本当に大赤字になってしまってできないと。なので、例えば野洲でやるなら、週1回金曜日だけ受付をして、土曜日に配達するとか、さらにもっと現実的な方法でやるとしたならば、移動販売というやり方が野洲には合っているのではないかと。それを週2回ぐらい移動販売という形で回ると。例えば、それを行政と協働で仮にやるとした場合、補助金として幾らかサポートを受けられるとしたならば、例えば移動販売をする場合、いまもサポートサービスで使われているトラックは1カ月3万円で借りられているらしいんですけど、そういったトラックの代金だけを補助してもらえれば何とかやっていくベースでできるのではないかとというふうには考えているというようなことを言われておりました。

これは会社の中で3年計画ということでこのサポートサービスというのは進めていかれるということで、その3年計画の中にこの野洲市での実施ということも検討していきたいということ言われておられましたので、ぜひ先ほども行政からも働きかけていかれるというお話を聞いたので、積極的に進めていってほしいと思います。

補足なんですけど、経済産業省が最近出した施策の中で、地域商業活性化事業費補助金、買い物弱者対策支援事業というものを、こういう事業をやり始めまして、今、公募をしている最中ということで、僕も詳細まではわからないんですけど、内容を軽く見ますと、本当に事業例としては、商店のなくなった周辺集落で行うミニスーパー事業やら、スーパーが自治体と協力して運行する買い物支援バス事業など、国としてもこういったような買い物弱者に対しての調査も行われていて、国内で、全国で600万人、こういった弱者がおられるということの把握、国が積極的に調査されて、そういう方々に対しての働きかけというのを国自身もやっているの、野洲市としてもバスの問題、ダイヤのことにしても、やはりこの先、超高齢化社会になることは確実なので、こういった市街から離れた地域の人たちの公共交通としての運行など、そういったものも検討していただきたいと思います。

次に、野洲市全体についての質問に移りたいと思いますが、私自身がこの市会議員となるまで、北海道から沖縄までさまざまな土地で暮らしてきました。その中で強く感じてきたことは、関西というこの地域は全国的にメジャーであっても、その中の滋賀県というものが、滋賀県という地域があることをほとんど知られてなくて、さらにその中の野洲というまちとなれば、なおさらであって、本当に悔しいという、寂しいという思いを抱いていました。琵琶湖そのものは有名ですけど、やはり自分が生まれ育った故郷を同じ日本人々に知ってもらいたい、誇りに感じてもらいたいという強い思いも抱いていました。

今現在はこうして議員となって市民の方々からの声や要望をいろいろと聞く中で、まちをどうすれば活性化し、魅力的な野洲市を築いていけるのかということを考え、自分なりの思いや展望なども含んで提案を行いたいと思いますが、奇抜な発想かもしれませんが、若い世代の意見として受けとめていただきたいと思います。

まず感じることは、自分が暮らす三上学区の、三上小学校の運動会に臨席したときにも感じましたが、本当に子どもの少なさというのに驚きました。ということは、やはり単純に若い世代が本当に少ないということを感じました。そのためには、やはり若者を引きつけるような町づくりというものが重要なんじゃないかなと感じています。これまでの、箱物をつくって人口増加を目指す施策から、スポーツや音楽、芸術などのソフト事業を活発にしていける方向性への転換が求められるのではないかと思います。

例えばですが、音楽の世界で全国メジャーを果たしている野洲出身のミュージシャンでもあるTMレボリューションというミュージシャンの西川貴教さんという方は、皆さんも御存じだと思いますが、現在、滋賀県を有名にして誇りにしたいという、僕が思っていたような、同じような思いから滋賀ふるさと観光大使となって、昨年草津の湖岸にて2年連続となるイナズマロックフェスという野外ロックフェスタを9月に開催し、何万人という集客で大成功をおさめられておられます。メディアでも大きく取り上げられています。それこそ、彼は僕と同じ近江富士団地出身で妹さんが同級生ということもあって、多少かわりは強いところもあるんですけど、それこそ本当に野洲で生まれ育った、野洲出身の方であるんですから、彼を通じて草津ではなくて、自分が生まれ育った野洲、例えば野洲の、湖にこだわるなら中主の湖岸や希望が丘という大きな施設もあるので、そういった場所での開催を働きかけてみてはどうかと思うので、それについての見解をお願いします。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ご質問のこのフェスティバルでございますが、これにつ

きましては、滋賀県及び地元の草津市のほうの大きな支援により実施をされているところ
でございます。ご提案の本市での開催につきましては、今日までの実施の経緯や開催にお
ける条件、あるいはこれらに伴います支援、また施設等の制約などを確認、検討した上で、
所管しております滋賀県の商工労働部の観光交流局に対しまして働きかけをしていきたい
と考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） ぜひこれは野洲でやってもらいたいと、若い人たちがすごく多く
の人たちがこの野洲の町を訪れてくれる、野洲を見てもらえる大きなチャンスになると思
います。

さらにまた、三上山とか琵琶湖、野洲川のような、この野洲市は本当に大自然の恩恵を
受けて、素晴らしい財産を持っています。そういったような観光事業を発展させて、新た
にさまざまなプランを見いだしていくことで、市内だけではなく市外、県外から人々が行
き交うような町づくりが必要だと考えます。

例えば、これは一つの提案ですが、先日、僕は兵主大社の夜間ライトアップを見に行き
まして、本当に感動しました。すごくすばらしくて。ああいったものにつながるんですが、
この四季折々の歴史的な、文化的なイベントを野洲で行っている事業と絡めて、三上山の
夜間のライトアップというのをしてみてもどうかというように思っています。例えば、
古くから伝えられてきた俵藤太とムカデの物語を、LEDのライトで三上山を飾りつける
ことや、下からのライトアップ、費用の問題などさまざまな問題があると思いますが、外
から今レーザーで壁面に絵を映し出したりすることもできると思うので、そういったよう
な、本当にこれも奇抜なものになります。これは野洲だけではなく、夜、近江八幡や守
山、草津からも三上山というのは見えますけど、これが光っていたらすごく、全国的にも
取り上げられるような観光スポットというか、目立つ、三上山を有する野洲だからこそ実
現できたら素晴らしいことなんじゃないかなと思うんですが、そういった提案に対しての
お答えをお願いします。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ご質問の三上山の夜間のライトアップの件でございま
すが、この三上山につきましては、御上神社のご神体山であり、山頂には奥宮が鎮座されて
おります。また、ムカデ退治の伝説や古歌にも詠まれておるような有名な山でございま

て、さらには山麓には天保義民碑が建立されるなど、神聖な山でございます。こうしたことから、さまざまな問題、課題、制約が予想されるものでございます。

また、仮に三上山をライトアップしようとする場合、方法は幾つか考えられるわけですが、三上山の周囲及び山麓に少なくとも1キロワットの水銀灯とか、大光量の光源を数百基必要になることや、これらの機材の設置箇所の問題、水銀灯を初めとする各種機材のレンタル料、設置工事費、電気代など、総工事費につきましては億単位の経費が必要となるものと思われまます。さらに、仮に設置しますとなりますと、三上山の眺望というものについて議会でもよく言及されますように、多くの方の関心のある山でもございます。そうしたことから、昼間の景観の問題、また周囲にお住まいの方の住環境への影響等、大きな影響があるものと考えられます。

こういったことから、ご提案の三上山のライトアップについては不可能かと判断しております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） 今の件は、僕が個人的に、こんなことができれば本当にロマンがあるなということも思っていました。ほかにもちょっと提案したいことが一、二点あるので、次にいきますが。

市長自身もカヌーをされているというお話をお聞きしています。私自身もカヌーやさまざまなスポーツに今までかかわってきましたが、そういった新しいスポーツ、今まであるようなスポーツだけではなく、さまざまなものを取り入れた市主催のスポーツイベントの開催で、例えばそのスポーツと野洲市の観光事業の連携というような、そういうスポーツイベントをすることで市外、県外からも来てもらうというようなスポーツと野洲市の観光事業というものの連携というのも提案したいと思います。

また、野洲高校のサッカー優勝というのは、今また全国優勝したときよりは力は落ちているらしいですが、一度やはり全国優勝をされてから、僕も各地に行って、野洲市というのはノス市と言われてたり、どこやねんと言われてたのが、あの高校サッカーで優勝したところですねと、物すごい、一度でも野洲高校がしてくれた全国サッカーの優勝というのは、本当に野洲の名前を売り込んでもらえたすばらしいものが実際財産として持っているわけですから、そういったものも、例えば野洲高校のサッカーのこれをアピールに力を注ぐなど、そういった観点での事業をやっていくことはできないのかどうかもお聞きしたいと思

います。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ただいまご質問のスポーツを通じた野洲市の観光事業への連携についてでございますが、市内で開催されておりますスポーツ大会、例えば希望が丘文化公園で行われておりますスポーツイベントなどにつきましては、地元の物産販売の依頼があることから、関係者にも呼びかけまして積極的に参加し、物産販売等のPRにより、野洲市のPRをしておるところでございます。

来年8月には、全国中学校体育大会のバスケットボール大会の会場が野洲市総合体育館であることから、地元の物産販売、また地元の食材を利用した食事の賄い販売やおもてなしを予定しております。また、野洲高校のサッカー部はご承知のように滋賀県大会で優勝し、第89回の全国高校サッカー選手権大会の滋賀県代表として6年連続の7回目の出場を果たし、野洲市のPRの効果につきましては、はかり知れないものがございます。

こうした活躍によりまして、毎年秋には野洲川の歴史公園サッカー場ビッグレイクにおきまして、野洲市とミズノによるサッカーフェスティバル、ミズノカップの開催や、また全国の強豪が野洲高校に練習試合に訪れられるなど、野洲市の紹介や観光面でも大いに貢献をいただいております。さらに、希望が丘文化公園での全日本琵琶湖クロスカントリー大会や、市総合体育館では滋賀レイクスターズの試合が開催をされておりますのはご承知のとおりでございます。

以上のように、希望が丘や文化公園、あるいは市の総合体育館、ビッグレイクを中心に、さまざまな全国的なイベントやスポーツが当野洲市で開催をされております。今後も引き続きこうした機会をとらえまして、観光へとつなげるように取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） 最後となりますが、こういったようなさまざまなプランで若い世代の人たちが野洲市に住みたくなるような地域づくりというものを進める一方で、駅前から離れた高齢化や過疎化の地域には空き家がすごく多いような現状です。近江富士団地などもかなり空き家が目立っています。

そういったところを活用して、新しく野洲での新婚世帯への支援としての、固定資産税の減免や、それが賃貸ならば家賃補助などを行うことで、若い世代の定着を図る施策も提

案したいと思います。企業誘致には5年間の減免がありますが、企業は業績が悪いと逃げていきます。これから野洲に住もうと考える人たちは、一生を考えて移り住んでこられるはずですから、企業から人へと支えるべき対象の軸足を変えていくべきだと考えますが、見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南喜代志君） 最後にご提案をいただきました若い世代の定着を図る施策についてでございます。

そのご提案の内容は、固定資産税の減免や賃貸住宅の家賃補助、こういった直接的な支援策によって若い世代を定住に結びつけるということは難しいと考えております。なぜなら、働く場所があって、学び楽しむ場所があって、これらを結ぶ交通の利便性もあると、そういった地域の魅力の中に生活の場が生まれてくるものだと、このように思っております。すべてを理想に近づけるのは大変なことですけれども、間接的な生活支援の中で長く住めば住むほど、このまちのよさが実感でき、そして派手さはなくともほのぼのとした温かさが感じられるような、そんな魅力のあるまちづくりを目指し、若者だけでなくいろんな世代が定住したいと思うそんなまちづくりを、大局的な視野で政策的に展開していくことが大事ではないかと思っております。

そして、何よりも今、野洲にお住まいの市民の方々、市民の皆さんが野洲に愛着と誇りを持っていただいて、野洲のよさを口コミでPRをしていただくことが一番ではないかなと、このように思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（立入三千男君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） はでさはなくてもほのぼのとしたまちづくりということでございましたが、今、私がいろいろできる、できないは別としても幾つかの提案をさせていただきましたけど、本当に今の厳しい現状、この閉塞感の中を打破していくためにも、今、私が話しましたような、夢ある、若い人たちもおもしろいなと思うような、内田議員も今、評価してもらっているんじゃないかなと思いますが、これまでにないような奇抜な発想や挑戦、思い切った施策は、これからの野洲市の発展や展望には大切なのではないかと思います。そういった視点での野洲市の開発とまちづくりのビジョンを進めていっていただきたいと申し上げて質問を終わりたいと思います。

○議長（立入三千男君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明8日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。(午後3時17分 延会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成22年12月7日

野洲市議会議長 鈴木市朗

署名議員 坂口哲哉

署名議員 田中良隆